

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

本町において、地震・津波による災害時は、住民の生命・財産を災害から守るため、町及び防災関係機関は状況に応じた有効な対策及び行動を行うとともに、速やかに必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期する。

1 幕別町災害対策本部

幕別町災害対策本部（以下「本部」という。）は基本法及び幕別町災害対策本部条例（昭和38年3月23日条例第3号）に基づいて、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

なお、災害対策本部組織図は「図表3-1-1 本部組織図」のとおりとする。

2 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第8項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 震度5（弱）以上の地震が発生したとき
- (2) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、または発生する恐れがあるとき
- (3) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき
- (4) その他災害が町民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき

3 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、機関等に周知する。なお、職員及び関係機関の情報伝達の方法については、「本章 第3節 災害情報等の収集、伝達計画」に定める。

- (1) 全職員（庁内放送、電話、庁内LAN、登録制メール（防災情報メール））
- (2) 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（有線・無線電話、伝令）
- (3) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車、電話、FAX、メール、LINE、防災行政無線、ホームページ）

4 本部設置場所

- (1) 本部は幕別町役場に設置する。

この場合、本部機能として役場（防災環境課）に本部情報連絡室、忠類総合支所（地域振興課）に忠類地域情報連絡室、札内支所（住民課）に札内地域情報連絡室を同時に設置する。（「本設8 本部運営」を参照）

ただし、無線基地局については、「本編 第5章第2節災害通信計画 3 専用通信設備 (2) 無線通信施設の利用」の定めによる。

- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部前に本部標識板を掲示する。

5 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めるときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずる。

6 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
 - ア 当町の地域において災害発生の危険が解消したとき
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたときと認めるとき
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知する。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。
この場合、防災環境課は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行う。

7 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に部及び班を置く
- (2) 本部の組織は「図表 3-1-1 本部組織図」のとおりとする。
- (3) 部・班の名称、部長・班長にあてられる職員、担当する部課及びそれぞれの部・班の所掌事務は「別表 3-1-1 本部の業務分担」のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として「図表 3-1-1 本部組織図」、「別表 3-1-1 本部の業務分担」によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行う。
この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに、本部へ報告する。
- (5) 災害状況、または特に必要と認めるときは、本部長は「図表 3-1-1 本部組織図」と異なる編成を各部・班に指示することができる。

8 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部会議」、「本部情報連絡室」、忠類総合支所に「忠類地域情報連絡室」及び札内支所に「札内地域情報連絡室」を置く。

- (1) 本部会議
 - ア 本部会議は本部長、副部長、対策部長をもって構成する。
 - (7) 本部長 町長
町長が不在等の場合は、次の順位でその任務にあたる。

a. 副町長

b. 教育長

- (イ) 副本部長 副町長、教育長
- (ウ) 対策部長 部長職にある者
- (エ) 本部情報連絡室員 防災環境課職員及び本部長が指名した職員
- (オ) 忠類地域情報連絡員 地域振興課職員及び本部長が指名した職員
- (カ) 札内地域情報連絡員 住民課職員、住民相談室職員及び本部長が指名した職員

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関する事
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関する事
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関する事
- (エ) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関する事
- (オ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは副本部長にその旨を申し出る。

(2) 本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室

ア 本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室は、住民生活部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室長 住民生活部長（民生対策部長（衛生業務に限る。））
- (イ) 副室長 防災環境課長（庶務班長）
- (ウ) 副室長 防災環境課参事（庶務副班長）
- (エ) 室員 防災環境課職員（庶務班員）
- (オ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

ウ 忠類地域情報連絡室は、忠類総合支所地域振興課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室長 忠類総合支所長（忠類地域対策部長）

- (イ) 副室長 地域振興課長 (庶務班長)
- (ロ) 室員 地域振興課職員 (庶務班員)
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

エ 札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室長 札内支所長 (札内地域対策部長)
- (イ) 副室長 住民課長 (庶務班長) 及び住民相談室参事 (庶務副班長)
- (ロ) 室員 住民課職員 (庶務班員)
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

オ 室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室に常駐させ、所属部の災害情報連絡責任者との連絡にあたらせる。

(3) 災害情報連絡責任者

ア 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を指名し、「様式3-1-1 非常配備編成計画書」により防災環境課、地域振興課及び住民課に報告する。

イ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

- (ア) 所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握
- (イ) 所属部所掌事務に係わる災害、被害状況の調査収集
- (ロ) 応急対策の実施、活動状況の把握
- (エ) 応急災害対策実施に係る災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）の取りまとめ
- (オ) 本部情報連絡室と忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

なお、本部情報連絡室及び忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達は、原則として連絡室常駐係員にそれぞれ部の情報連絡員を通じて行う。また、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、地域の情報連絡責任者からの「災害情報等」についてとりまとめ、本部情報連絡室に報告する。

ウ 前項の「災害情報等」の報告は、「本章 第3節 災害情報等の収集、伝達計画」に定める。

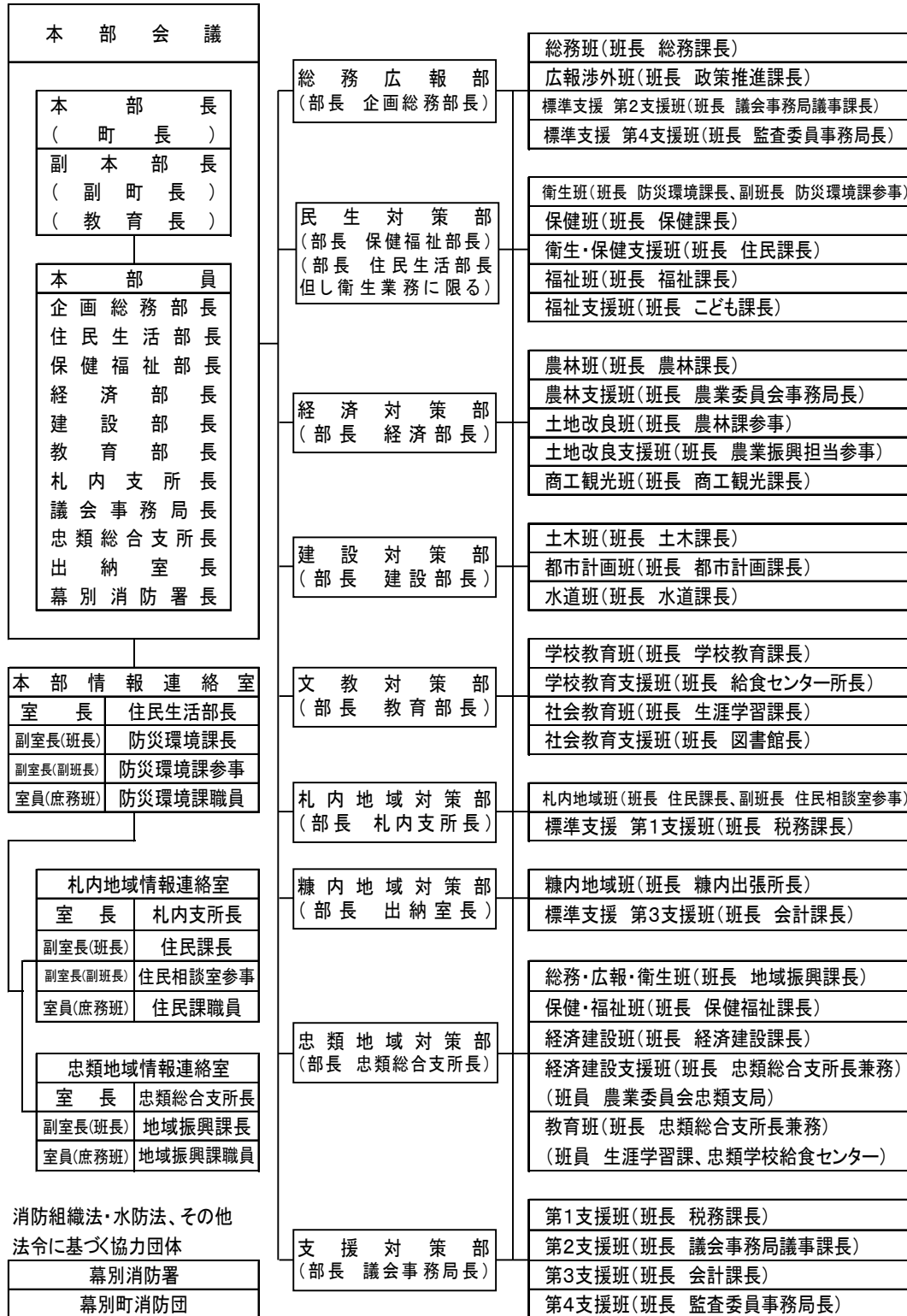
9 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地本部担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

10 職員災害非常配備体制

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。
ただし、本部が設置されない場合にあっても、非常配備に関する基準により配備体制をとることができる。
- (2) 非常配備の種別、配備体制、活動内容等の基準は、「別表 3-1-2 幕別町職員災害非常配備体制表」のとおりとし配備の決定は本部長が行う。

図表3-1-1 本部組織図



別表3-1-1 本部の業務分担

※ 避難所担当職員は、避難所の開設指示があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものとする。

部名	班 名 (属する課)	所 掌 事 項
本部 情報 連絡 室	庶 務 班 (防災環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 3. 消防機関との連絡調整に関する事 4. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 5. 各地区との情報連絡に関する事 6. 本部会議及び本部情報連絡に関する事 7. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 8. 通信連絡機能の確保に関する事 9. 災害状況の取りまとめに関する事 10. 災害日誌及び災害記録に関する事 11. その他特命事項に関する事
忠類 地域 情報 連絡 室	庶 務 班 (地域振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 忠類地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事
札内 地域 情報 連絡 室	庶 務 班 (住民課) (住民相談室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 札内地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事

総務広報部	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 自衛隊の派遣要請（撤収含む）及び報告に関する事 4. 国・道に対する要請及び報告に関する事 5. 他町村等の応援要請に関する事 6. 食糧及び生活物資等の災害時必要品の手配及び調達に関する事 7. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 8. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 9. 被災地域住民の避難誘導に関する事 10. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 11. 災害時における電力の確保に関する事 12. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 13. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事 14. 労務供給対策に関する事。 15. 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事 16. 他の部の主管に属さない事 17. その他特命事項に関する事
	広報渉外班 (政策推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事 2. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 3. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 4. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 5. 本部が行う発表及び報道機関との連絡調整に関する事 6. 災害に関する相談、苦情等の処理に関する事 7. 自衛隊及び、国、道への支援要請後の受入れに関する事 8. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事 9. 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事。 10. 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事（被災者家族の対応含む） 11. 災害復旧と総合計画の調整に関する事 12. 災害対策の予算及び資金に関する事 13. その他特命事項に関する事
民生対策部	衛生班 (防災環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の環境衛生保持に関する事 2. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 3. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 4. 防疫業務に関する事 5. その他特命事項に関する事
	保健班 (保健課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活に関する事 2. 医療施設の災害対策に関する事 3. 医療施設の被害調査に関する事 4. 医療救護に関する事 5. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 6. 応急救護所の開設及び管理に関する事 7. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 8. 救急薬品の供給に関する事 9. 死体の収容安置に関する事 10. その他特命事項に関する事

	衛生・保健支援班 (住民課)	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援及び被災地の環境衛生に関すること 衛生班・保健班の支援に関すること その他特命事項に関すること
	福祉班 (福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること 災害ボランティアの受入れに関すること 日本赤十字社救助活動との連絡調整に関すること 被災者に対する各種福祉資金に関すること その他特命事項に関すること
	福祉支援班 (こども課)	<ol style="list-style-type: none"> 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保に関すること 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 福祉班の支援に関すること その他特命事項に関すること
経 済 対 策 部	農林班 (農林課)	<ol style="list-style-type: none"> 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに 応急対策に関すること 被災農林業者に対する援護対策に関すること 被災地の病害虫の防疫に関すること 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 林野の火災予防に関すること 林野火災の被害調査に関すること 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること その他特命事項に関すること
	農林支援班 (農業委員会)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること 飼料の確保に関すること 農林班の支援に関すること その他特命事項に関すること
	土地改良班 (農林課参事)	<ol style="list-style-type: none"> 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 土地改良施設の災害復旧工事に関すること 幕別ダムに関する状況調査及び関係機関との調整に関すること その他特命事項に関すること
	土地改良支援班 (農業振興担当)	<ol style="list-style-type: none"> 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 土地改良班の支援に関すること その他特命事項に関すること
	商工観光班 (商工観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 商工業関係被害の調査に関すること 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 観光施設の災害対策、被害調査に関すること 入込客対策に関すること 労務供給対策に関すること その他特命事項に関すること

建設 対策 部	土木班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び応急対策に関する事 3. 危険水防区域の警戒巡視に関する事 4. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 5. 土木施設に関する災害復旧工事に関する事 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関する事 7. 公園、緑地の災害復旧工事に関する事 8. 障害物の除去に関する事 9. 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 10. 食糧及び応急資機材等の輸送路に関する事 11. 災害交通路線調査及び運行路線の確保に関する事 12. 砂利道等の災害復旧に関する事 13. 応急作業用車両等の確保及び輸送に関する事 14. 災害時の車両の確保及び配車に関する事 15. その他特命事項に関する事
	都市計画班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 応急仮設住宅の建設に関する事 3. 被災住宅の応急措置に関する事 4. 被害家屋等の被害調査に関する事 5. 被害家屋等の応急危険度判定に関する事 6. その他特命事項に関する事
	水道班 (水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 浸水防止対策に関する事 3. 機動給水に関する事 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 5. 配水調整に関する事 6. 水源及び配水施設の管理に関する事 7. 給水機器の確保及び輸送に関する事 8. 被災上下水道施設の応急修理に関する事 9. 上下水道施設の災害復旧工事に関する事 10. 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事 11. 上下水道施設の災害に伴う相互応援に関する事 12. その他特命事項に関する事
文教 対策 部	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び教護に関する事 5. 学校教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校、高校及び幼稚園との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 教職員の動員に関する事 9. その他特命事項に関する事
	学校教育支援班 (幕別給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の学校給食に関する事 2. 学校教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事

	社会教育班 (生涯学習課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策実施に関する事 2. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3. 社会教育施設の応急利用に関する事 4. その他特命事項に関する事
	社会教育支援班 (図書館)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 2. 社会教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事
支援対策部	第1～4支援班 (税務課) (議会事務局) (会計課) (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地への災害応急物品等の手配、調達に関する事 2. 被災地への応急物資の輸送支援に関する事 3. 札内地域班、糠内地域班の緊急支援に関する事 4. 3以外の各班への緊急支援に関する事 5. その他特命事項に関する事
忠類地域対策部	忠類地域対策部 (共通事項)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部のうち、忠類地域の応急対策を実施する事 2. 被害情報収集・対策など本部との連携を十分に図る事
	総務・広報・衛生班 (地域振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 忠類地域対策部職員の非常招集に関する事 2. 忠類地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 災害応急物品等の手配及び調達に関する事 4. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 5. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 6. 被災地域住民の避難誘導に関する事 7. 被災地応急物資及び忠類地域対策部職員の輸送に関する事 8. 災害時における電力の確保に関する事 9. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 10. 町有財産(教育施設を除く)の応急利用に関する事 11. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 12. 被災地の環境衛生保持に関する事 13. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 14. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 15. 防疫業務に関する事 16. 商工業関係被害調査に関する事 17. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 18. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 19. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 20. 観光施設の災害対策、被害調査に関する事 21. 入込客対策に関する事 22. 労務供給対策に関する事 23. その他特命事項に関する事

<p>保健・福祉班 (保健福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活に関すること 2. 医療施設の被害調査に関すること 3. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 4. 応急救護所の開設及び管理に関すること 5. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること 6. 救急薬品の供給に関すること 7. 死体の収容安置に関すること 8. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 9. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 10. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 11. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 12. 災害ボランティアの受入れに関すること 13. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること 14. その他特命事項に関すること
<p>経済建設班 (経済建設課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに 応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病虫害の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野火災の予防および被害調査に関すること 6. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 7. 土地改良施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 8. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 9. 道路、河川、公園、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 10. 危険水防区域の警戒巡視に関すること 11. 道路、河川、公園、橋梁、上下水道等の災害復旧工事に関すること 12. 障害物の除去に関すること 13. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14. 応急仮設住宅の建設に関すること 15. 被災住宅の応急措置に関すること 16. 被害家屋等の被害調査に関すること 17. 被害家屋等の応急危険度判定に関すること 18. 食糧及び応急資機材等の輸送に関すること 19. 被災交通路線調査及び運行路線の確保に関すること 20. 砂利道等の災害復旧に関すること 21. 応急作業用車両等の確保及び応急資材の調達輸送に関すること 22. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 23. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 24. 浸水防止対策に関すること 25. 機動給水に関すること 26. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 27. 配水調整に関すること 28. 水源及び配水施設の管理に関すること 29. 給水機器の確保及び輸送に関すること 30. 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること 31. その他特命事項に関すること

	<p>経済建設支援班 (農業委員会 忠類支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 2. 飼料の確保に関する事 3. その他特命事項に関する事
	<p>教育班 (生涯学習課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設及び社会教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び救護に関する事 5. 学校教育施設・社会教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 災害時の学校給食に関する事 9. 教職員の動員に関する事 10. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 11. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 12. その他特命事項に関する事
<p>札内地域対策部</p>	<p>札内地域班 (住民課) (住民相談室)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部のうち、札内地区の災害情報の収集及び報告を行い、本部との十分な連携を図る事 2. 本部各班関連対策業務の報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. 札内地域対策部職員の非常招集に関する事 5. 札内地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 6. その他特命事項に関する事
<p>糠内地域対策部</p>	<p>糠内地域班 (糠内出張所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集及び報告に関する事 2. 本部各班関連対策業務報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. その他特命事項に関する事

別表3-1-2 幕別町職員非常配備体制表

【地震・津波発生時の非常配備体制】

区 分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4） 2 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。） 3 地震・津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災環境課長及び地域振興課長は、地震・津波に関する情報の収集を図り、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 初期災害対策活動にあたる。 イ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡にあたり、関係施設の被害状況の把握に努める。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区 分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強） 2 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。 3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 イ 発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区 分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上） 2 町内広域に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※ 職員の配置基準は、「別表3-1-3 配置職員の基準」による。

別表3-1-3 配置職員の基準

【地震・津波災害の場合】

部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	(忠類)	○	◎	◎
	幕別学校給食センター	△	○	◎
	忠類学校給食センター	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係

※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

※避難所担当職員は、原則第2種非常配備体制で参集する。

様式 3-1-1 非常配備編成計画書

年度 非常配備編成計画書

(月 日現在)

内容 配備 区分	部 班 (電話連絡先 課 ー)						
	部情報連絡責任者					職員総数 名	
	部情報連絡員 職氏名						
	課 名	係 名	職氏名	車 種	台 数	応急資機材名	数 量
第 1 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 2 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 3 種 非 常 配備体制							
小 計							

第2節 地震・津波情報伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、本計画に定める。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体へ提供される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な情報伝達を活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報:該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。この特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表される。したがって、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味になる。

イ 津波注意報:該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報:津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、

	いところで3mを超える場合	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ったり作業や釣り、海水浴などに関しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検地時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとの推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関して記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等

が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目処に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成。その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、2の(2)の（発表基準・解説・発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を公表
--------------	-------------------

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

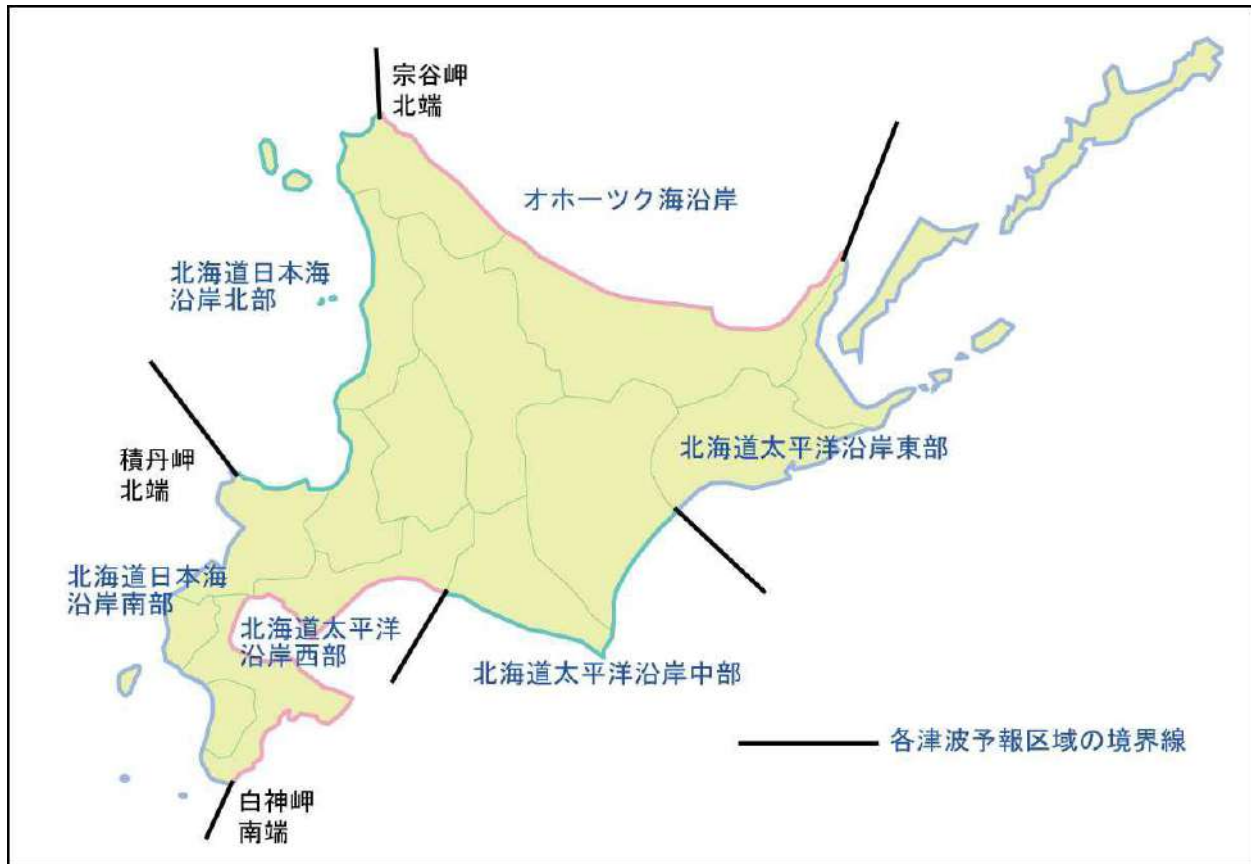
- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報・津波到達予想時刻は、津波予報区
 のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時
 刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的
 に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合があ
 る。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間
 以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそ
 れがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波
 が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発
 表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び津波予報区

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 津波予報区



5 幕別町内における震度観測点

地域名称	震度観測点名称	観測点所在地	所属
十勝総合振興局中部	幕別町本町	幕別町本町130番地1 (役場)	北海道庁
	幕別町忠類錦町	幕別町忠類錦町439番地1 (忠類総合支所)	北海道庁
	幕別町忠類明和	幕別町忠類明和287番地	気象庁

6 異常現象を発見した場合の通報

災害の発生または異常現象発見時の情報に関する措置については、「本章 第3節 災害情報等の収集、伝達計画」によるものとする。

7 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表については、「資料編 資料2-7 気象庁による雨・風・地震・津波等の区分表」を参照

気象庁震度階級関連解説表

- 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況
- 木造建物（住宅）の状況
- 鉄筋コンクリート造建物の状況
- 地盤・斜面等の状況
- ライフライン・インフラ等への影響

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本計画に定める。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- (1) 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。
- (2) 道、幕別町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 道、幕別町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。
また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 災害対策本部の設置
 - ア 町が本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び関係する防災関係機関へ通報する。
 - イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- (2) 道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により総合振興局を通じて総務部危機対策局危機対策課に通報する。

 - ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発生後、速やかに
 - イ 災害対策本部の設置の有無・・・災害対策本部を設置した時直ちに
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、または応急復旧が完了するまで随時
 - エ 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき
- (3) 町の報告
 - ア 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。
 - イ 町は119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。
 - ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した

ときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁）に報告するよう努める。

3 現地情報連絡員(リエゾン)等の応援要請、受入れ体制

(1) 道への依頼

町の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、十勝総合振興局に応援を求める。

(2) 北海道開発局への依頼

「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」により北海道開発局（帯広開発建設部）に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等）が発生又は発生しそうな状況の場合で、北海道開発局（帯広開発建設部）の判断で派遣される場合もある。

(3) 応援隊の受入れ

庶務班及び総務班は、北海道開発局（帯広開発建設部）の現地情報連絡員（リエゾン）又は道からの応援職員の派遣が決定した場合は、円滑な派遣体制が行えるように作業スペースの確保等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

4 災害情報等の連絡体制

(1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。

(2) 町及び道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

5 通報手段の確保

(1) 一般加入電話による通報

(2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報

(3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報

(4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報

(5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報

(6) 衛星通信による通報

町は、衛星可搬端末を設備し通信手段の多様化、多重化に努める。

道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

(7) 防災関係機関所有の通信による通報

防災関係機関は、公衆通信設備以外の独自通信施設の利用により、町の通信の確保に協力する。

6 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備な

どの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

7 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。（直接即報基準は「資料編 資料2-6 直接即報基準」による。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により道知事（十勝総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (防庁防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話 03-5353-7527 FAX 03-5353-7537	電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-43423 FAX 048-500-90-49033	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話 03-5253-7510 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49175 FAX 048-500-90-49036

8 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告する。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、次に掲げる。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当するもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、または広域的な災害で

本町の災害が軽微であっても十勝総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認めるもの

- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認めるもの
- キ その他特に必要と認めるもの

(2) 報告の種類及び内容

ア 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「様式3-3-1 災害情報」により速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く

(ア) 速報

被害発生後直ちに「様式3-3-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、「様式3-3-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等は特に指示があった場合はその指示による。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に「様式3-3-3 被害状況報告集計表（中間・最終）」により報告する。

ウ その他の報告

災害の報告は(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

(3) 報告の方法

ア 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行う。

イ 被害状況報告のうち最終報告は文書により報告する。

(4) 被害状況判定基準

「別表3-3-1 被害状況判定基準」のとおりとする。

(5) 被害状況報告にあたっての留意事項

被害状況報告にあたっては、役場内の関係各課及び関係機関と被害内容について充分調整を図るものとする。

9 動員計画

災害が発生し、または災害の発生が予想される場合、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定める。

(1) 動員の配備、伝達系統と方法

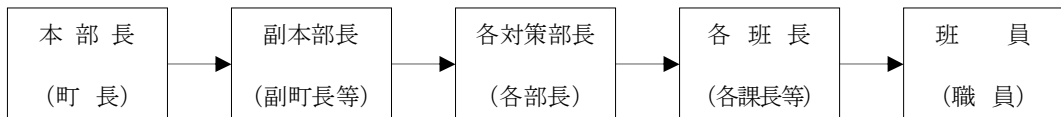
本部職員等に対する伝達方法は、次のとおりとする。

ア 勤務時間中の伝達系統及び伝達方法

本部長の指示により、第1種非常配備体制あるいは第2種非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全員を待機させる第3種非常配備体制を指令する。

各対策部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立する。

○ 伝達系統

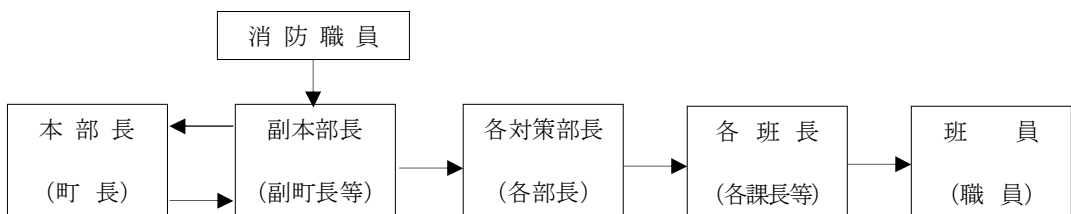


イ 勤務時間外の伝達方法

当直者は、次の情報を察知したときは防災環境課長又は地域振興課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に通知する。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき
- (ウ) 異常現象の通報があったとき

○ 消防職員による伝達系統



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外において登庁の指示を受けたとき、または災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、所属の長と連絡のうえ、または自らの判断により登庁する。

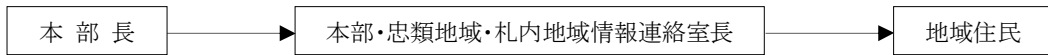
(3) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備態勢の消防機関への伝達は、次により行う。

○ 消防機関への伝達系統



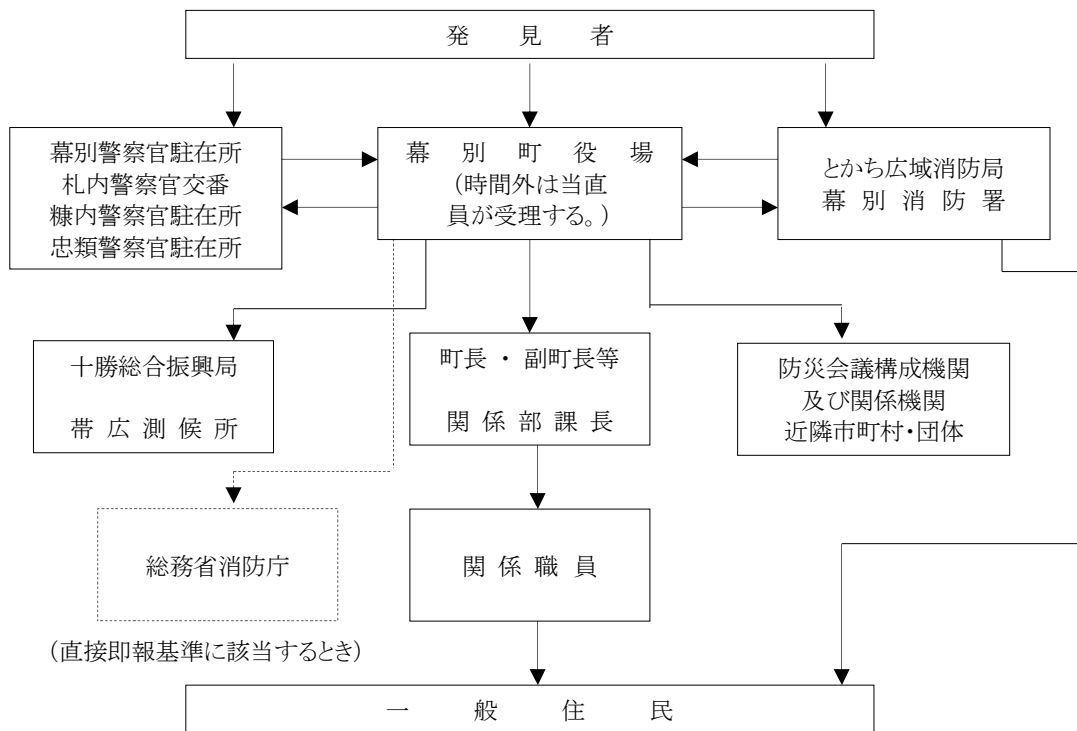
(4) 住民等の緊急従事に対する伝達



(5) 北海道知事(十勝総合振興局長)に対する応援要請伝達



図表3-3-1 災害情報連絡系統図



様式3-3-1 災害情報

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
(救助実施内容)				

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
(4)自衛隊派遣要請の状況						
	(5)その他派遣の状況					
	(6)応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式3-3-2 被害状況報告(速報・中間・最終)

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発	機関(市町村)名			受	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
信	発信日時			信	受信日時			
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所	
	行方不明	人				道	海岸	箇所
	重傷者	人				工事	砂防設備	箇所
	軽傷者	人				土	地すべり	箇所
計	人		急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全壊	棟		道		道路	箇所	
		世帯		橋梁		箇所		
	半壊	棟		木		小計	箇所	
		世帯		河川		箇所		
	一部破損	棟		被		道路	箇所	
		世帯		事	橋梁	箇所		
	床上浸水	棟		害	小計	箇所		
		世帯			港湾	箇所		
		人			漁港	箇所		
		人			下水道	箇所		
床下浸水	棟		公園	箇所				
	世帯		崖くずれ	箇所				
	人		計	箇所				
	人							
計	棟		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	世帯			破損	隻			
	人			小計	隻			
	人			漁港施設	箇所			
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	共同利用施設	箇所			
		その他	棟	その他施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟	漁具(網)	件			
		その他	棟	水産製品	件			
計	公共建物	棟	その他	件				
	その他	棟	計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所	
			冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha		林地	箇所	
			冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
	被害	農業用施設	箇所	一般		林地	箇所	
		共同利用施設	箇所	民		治山施設	箇所	
		営農施設	箇所	有		林地	箇所	
		畜産被害	箇所	林		林産物	箇所	
その他		箇所	業	その他	箇所			
計			小計	箇所				
			計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所	被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所					
	火 葬 場	箇所						
計	箇所							
⑨ 商工 被害	商 業	件		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		
	工 業	件			鉄道施設	箇所		
	そ の 他	件			被害船舶(漁船)	隻		
	計	件			空 港	箇所		
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所			水 道	戸		
	中 学 校	箇所			電 話	回線		
	高 校	箇所			電 気	戸		
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸		
	計	箇所			ブロック塀等	箇所		
					都市施設	箇所		
				計				
				被 害 総 額				
公共施設被害市町村数	団体		火災 発生	建 物	件			
罹災世帯数	世帯			危 険 物	件			
罹災災者数	人			そ の 他	件			
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人				
災害対 策本部 の設置 状況	道 (振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料 (※別葉で報告)								
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

様式 3-3-3 被害状況報告集計表（中間・最終）

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在				
振興局										
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土	河川	箇所				
	行方不明	人			海岸	箇所				
	重傷者	人			砂防設備	箇所				
	軽傷者	人			地すべり	箇所				
	計	人			急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全壊	棟		木	道路	箇所				
		世帯			橋梁	箇所				
		人			小計	箇所				
	半壊	棟			被害	河川	箇所			
		世帯				道路	箇所			
		人				橋梁	箇所			
	一部破損	棟				小計	小計	箇所		
		世帯					港湾	箇所		
		人					漁港	箇所		
	床上浸水	棟					水道	下水道	箇所	
		世帯						公園	箇所	
		人						崖くずれ	箇所	
床下浸水	棟	計		箇所						
	世帯									
	人									
計	棟		⑥ 水	沈没流出	隻					
	世帯			破損	隻					
	人			小計	隻					
	棟			漁港施設	箇所					
	世帯			共同利用施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊		公共建物		産	その他施設		箇所		
			棟			漁具(網)	件			
	半壊		公共建物			被害	水産製品	件		
			棟				その他	件		
	計	公共建物	計							
棟										
棟										
④ 農業被害	農地	田		⑦ 林業	林地	箇所				
		流出・埋没			ha	治山施設	箇所			
		冠水			ha	林道	箇所			
		畑			流出・埋没	ha	林産物	箇所		
	農作物	田			被害	その他	箇所			
		畑				小計	箇所			
	計	農業用施設				一般	林地	箇所		
		共同利用施設					治山施設	箇所		
		営農施設					林道	箇所		
		畜産被害					林産物	箇所		
		その他					その他	箇所		
							小計	箇所		
計		計	箇所							

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福祉施設等	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	設 害 計		箇所	
		し尿処理	箇所				
	火 葬 場	箇所					
計	箇所						
⑨ 商工被害	商 業	件		⑬ その他の被害	鉄道不通	箇所	
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	そ の 他	件			被害船舶(漁船等)	隻	
計	件		空 港		箇所		
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所			水 道	戸	
	中 学 校	箇所			電 話	回線	
	高 校	箇所			電 気	戸	
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	
計	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
公共施設被害市町村数	団体		都 市 施 設		箇所		
			計				
罹災世帯数	世帯		被 害 総 額				
罹災者数	人		火災	建 物	件		
消防職員出動延人数	人		発生	危 険 物	件		
				そ の 他	件		
			消防団員出動延人数	人			
災害対 策本部 の設置 状 況	道 (振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村 名							
補足資料 (※別葉で報告)							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表3-3-1 被害状況判定基準

<人的被害>

被害区分	判断基準
死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は当該災害による死亡者とする。 (2) 本町の者が隣接市町村に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、隣接市町村の死亡者として取扱う。(行方不明、重・軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察の調査が一致すること。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
重傷者	災害のため負傷し、1月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
軽傷者	災害のため負傷し、1月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。

<住家被害>

被害区分	判断基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して、居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
世帯	生活をつづけている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々になっている場合は2世帯とする。
全壊	住家その居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
床上浸水	住家が床上まで浸水または土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の破損額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

<非住家被害>

被害区分	判断基準
非住家	非住家とは住家以外の建物でこの報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

	<p>(1) 公共建物とは役場庁舎、集会施設等の公用または公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は倉庫の用途に従ってその他の項目で取扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
--	---

＜農業被害＞

被害区分	判断基準
農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没または干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用または、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたなら得たであろう金額を推定積算する。</p>
農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
共同利用施設	<p>農業協同組合または同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、果樹(果実を含まない。)草地、畜産物等の被害をいう。

＜土木被害＞

被害区分	判断基準
河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めまたは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
砂防設備	<p>砂防法第1条¹に規定する砂防設備、同法第3条²の規定によって同法が準用される砂防の施設または天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p>
道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理する、道路法第2条³の道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</p>
橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理する道路法第2条の道路を形成する橋が流失または損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</p>
地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項⁶に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</p>

¹ 砂防法第1条:この法律において砂防設備と称するは国土交通大臣の指定したる土地において治水上砂防のため施設するものをいい砂防工事と称するは砂防設備のために施行する作業をいう。

² 砂防法第3条:この法律に指定したる事項は政令の定めるところに従い国土交通大臣の指定したる土地の範囲外において治水上砂防のため施設するものに準用することを得。

³ 道路法第2条:この法律において、「道路」とは、一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項 ⁷ に規定する急傾斜地に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがきを除く。))で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたものの被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<林業被害>

被害区分	判断基準
林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
治山施設	既設の治山施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林道	林業経営基盤整備の施設道路の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

<衛生被害>

被害区分	判断基準
水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
病院	病院、診療所等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
火葬場	火葬場の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<商工被害>

被害区分	判断基準
商業	商品、原材料等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
工業	原材料、製品、生産機械器具等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

<公立文教施設被害>

被害区分	判断基準
公立文教施設	公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等の被害をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<社会教育施設被害>

被害区分	判断基準
社会教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<社会福祉施設等被害>

被害区分	判断基準
社会福祉施設等	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

⁶ 地すべり等防止法第2条第3項:この法律において「地すべり防止施設」とは、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

⁷ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項:急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

<その他>

被害区分	判断基準
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話(回線数)	災害により通信不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4節 災害広報計画

災害時の誤った情報等による社会的混乱を防止し、町民の不安解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供並びに住民等からの問い合わせ、要望及び意見等に的確かつ迅速な対応を行う計画については、本計画に定める。なお、活動に際しては、要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 広報渉外班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を公聴し収集
- (4) その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

- (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て総務広報部長がこれにあたる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとし、あらゆる広報媒体を充実・強化するほか、迅速かつ適切な広報に努めるほか、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、要配慮者への伝達については、多様な手段を活用するなど、十分配慮する。

- (ア) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞への情報提供
 - (イ) 広報紙、町ホームページ、郵便局、チラシの利用
 - (ウ) 防災行政無線（戸別受信機含む。）、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINE、広報車両、インターネット、SNS、消防署の屋外放送施設等の利用
 - (エ) 道の駅忠類に設置されている「道の駅情報提供端末」による道路防災情報の利用
 - (オ) 町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料16-1 災害時における協力要請に関する協定書（町内コンビニエンスストア）」による）
- イ 広報事項は次のとおりとする。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。
 - (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
 - (イ) 二次災害防止に関する事項
 - (ウ) 避難場所、避難経路、避難方法等に関する情報
 - (エ) 医療機関等の生活関連情報
 - (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
 - (カ) 交通規制等の状況に関する情報
 - (キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報

- (ク) 安否情報
- (ケ) その他必要と認められる情報
- (3) 報道機関に対する情報発表等の方法及び内容
 - ア 収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表する。
 - (ア) 災害の種別、名称及び発生日時
 - (イ) 災害発生の場所または被害激甚地域
 - (ウ) 被害状況
 - a 交通・通信状況（不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
 - b 火災状況（発生箇所・避難状況等）
 - c 道路・橋梁等土木施設状況（被災状況・復旧状況等）
 - d 電気、上下水道、ガス等公益事業施設（被害状況、復旧状況、注意事項等）
 - e その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
 - (エ) 応急対策の状況
 - a 避難について（避難情報（避難指示等））の発令状況、避難所の位置、経路等）
 - b 医療救護所の開設状況
 - c 給食・給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - d 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - (オ) 災害対策(連絡)本部の設置または廃止
 - (カ) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序のため必要とする事項
 - イ 災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して情報、資料を提供し協力する。
- (4) 本部職員に対する周知

本部情報連絡室庶務班、忠類地域情報連絡室庶務班及び札内地域情報連絡室庶務班は、災害状況の推移を本部職員に周知し各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (5) 各関係機関に対する周知

総務広報部広報渉外班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策本部に対し情報の提供を行う。

4 被災者相談所の開設

本部長（町長）は、必要と認めるときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとし、その事務は、民生対策部保健班があたる。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、本計画に定める。

その際、要配慮者についても十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

1 町民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は、任意に避難経路の安全性を確認した上で避難する。

(2) 要配慮者の避難

自主防災組織は、民生委員、児童委員、ボランティア等と協力し、要配慮者の避難を介助する。

(3) 避難における留意点

避難時は、原則、車を避け徒歩により避難する。避難先は、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を基本とする。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間的余裕のある場合には、食料及び身の回り品等とする。

避難を行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保措置を行う。

2 避難実施責任者

避難のための立退き指示は、次の者（責任者）が行う。

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	町長	災害対策基本法第60条 水防法第29条	災害全般 〃
避難指示	町長	災害対策基本法第60条 水防法第29条	災害全般 〃
	知事またはその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条 ¹ 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第72条 水防法第29条	地すべり 災害全般 〃 〃
	警察官	警察官職務執行法第4条 ² 災害対策基本法第61条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第94条 ³	災害全般
指定避難所の開設、避難者の収容	町長		災害全般

¹ 地すべり等防止法第25条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

² 警察官職務執行法第4条:警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

³ 自衛隊法第94条:警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第83条第2項、第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

3 避難の指示等

町は、避難情報の発令を行う際に、北海道開発局、帯広測候所又は道に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

(1) 町長及び水防管理者（町長）の行う措置

ア 高齢者等避難の発令

高齢者等は危険な場所から全員避難、高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難することができるよう、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条）

- (ア) 災害時、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示の発令、立退先の指示を行うとともに、指定避難所の開設、避難者の収容等を行う。また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。
- (イ) 警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難指示を発令する。
- (ウ) 津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、必要と認める地域の居住者に対し、直ちに高台などの安全な場所へ避難するため、避難指示を発令する。
また、避難指示は、防災行政無線など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。
- (エ) 町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 道（十勝総合振興局）に対する報告

- (ア) 町長等が避難情報を発令したときは、本部情報連絡室長はその状況（発令理由）、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、十勝総合振興局に対しその旨報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由）
- (イ) 指定避難所の開設、避難者の収容等を行ったときは、知事（十勝総合振興局長）にその旨報告する。
 - a 指定避難所開設の日時、場所及び施設名
 - b 開設期間の見込み
 - c 収容状況、収容人員
 - d 炊き出し等の状況
- (ウ) 避難の必要がなくなったときは、直ちに十勝総合振興局に報告する。

(2) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

ア 指示

洪水又は高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、指定避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 指示の代行

知事は、災害発生により町長が避難指示の発令に関する措置ができない場合は当該町長に代わって実施する。

ウ 報告

十勝総合振興局長は、町長から避難指示の発令、立退先の指示及び指定避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(3) 警察官の行う措置

ア 指示

- (ア) (1)のイの(ア)により町長から要請があったとき、又は町長が避難の指示ができないと認めるときは、避難の指示、立退先指示等を行う。
- (イ) 災害による危険が急迫したときには、警察官はその場の危害を避けるため、その場に在る者を避難させることができる。

イ 報告、通知

警察官がアの(ア)の措置を講じた場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。また、アの(イ)の措置を講じた場合には、所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(4) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長又は町職員及び警察官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

- (ア) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (イ) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (オ) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

イ 報告、通知

自衛官がアの措置を実施した場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(5) 避難指示の時期及び発令基準

	発令時の状況	判断基準	住民に求める行動
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	① 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があるとき ② 避難経路を断たれる危険のあるとき ③ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にあるとき ④ 酸素欠乏または有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される時 ⑤ 地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予想される時 ⑥ 水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難なとき ⑦ 本部長が必要と認めたとき	通常の行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始

(6) 要配慮者の状況把握

町は、災害発生直後直ちに民生委員、社会福祉協議会、町内会、道、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

4 避難指示の伝達方法

(1) 伝達事項

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由及び内容（発令日時、避難対象地域など）
- エ 注意事項

- (ア) 携行品は限られたものだけにする。（食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
- (イ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。
- (ウ) 避難後の戸締まりをする。
- (エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

ア 防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送及び町の広報車、幕別消防署の広報車または屋外放送設備等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

なお、津波の伝達については、津波到達想定区域に防災行政無線の外部スピーカーを整備し、情報の伝達漏れが無いように努める。

イ 放送局（NHK、民間放送局）に対し、避難指示を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するよう依頼する。

ウ 水防信号については、「資料編 資料２－１ 防災に関するサイレン信号等」に定める危険信号により伝達する。

エ 電話等により地区別情報等連絡責任者である町内会長を通じて周知するほか、官公署、会社等に通報する。

オ 北海道防災対策支援システム及び幕別町防災情報登録メールにより情報伝達する。

カ 避難指示した時が、夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し個別に伝達する。

キ 要配慮者に配慮した伝達方法は、「第２章 第９節 要配慮者対策計画」に定める。

5 避難誘導

(1) 避難誘導

ア 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員及び警察官等指示権者の命を受けた職員があたる。避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿（「第２章 第９節 要配慮者対策計画」参照）の作成及び避難支援等関係者への情報提供により、事前に支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

イ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

ウ 町職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(3) 移送の方法

ア 小規模な場合

避難、立ち退きは、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力による避難、または立ち退きが不可能な場合等、車両による集団移送の必要が認められる場合は、建設対策部土木班が行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立ち退き移送を要し、町において措置できない場合、町長は道に対して支援の応援を求める。

(4) 避難誘導する際の留意事項

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇またはロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

6 避難路及び指定緊急避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

7 指定避難所等の設置

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。

(2) 指定避難所

家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または浸水等によって居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、指定避難所を開設する。

(3) 福祉避難施設

保健福祉サービスが必要な要配慮者に対し、多目的トイレ、バリアフリー化等されている公共施設等を、指定福祉避難所として開設する。

(4) 指定避難所の開設及び管理

ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図

るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、防災行政無線、登録制メール（防災情報メール）、LINE、ホームページなど多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

カ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時から効果的な情報発信の手段について検討する。

キ 市町村は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

8 指定避難所の運営管理

指定避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと適切に行うものとする。

(1) 避難者の把握

避難所の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、総務広報部総務班に報告する。

(2) 指定避難所の運営管理

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
- なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
- ウ 町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達が行なわれるよう努めるものとする。
- エ 町は、指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- オ 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道及び医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- カ 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ク 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- コ 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に、要配慮者等へは避難受入に関する防災協定を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。
- サ 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

ス 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は町に対する助言・支援に努めるものとする。

セ 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ソ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

タ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を図る。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難施設を対象に要配慮者対策把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。

(ア) ホームヘルパー（訪問介護員）、ガイドヘルパー（移動介護従事者）等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等の受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制の確保

(4) 避難所に整備が必要な書類

総務広報部総務班は、次の書類帳簿等を整備し保存する。「資料編 資料18-2 避難所運営マニュアル」による。

- ア 避難所受付簿（町内会単位）
- イ 避難者カード（世帯別単位）
- ウ 避難者名簿（個人単位）
- エ 避難所状況報告書
- オ 避難所運営記録
- カ 物資・食糧管理の記録
- キ 災害避難所取材者受付簿
- ク 災害ボランティア受付カード
- ケ 避難所外泊届
- コ ペット飼育者名簿
- サ 避難所生活の心得
- シ その他必要書類

9 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施責任者

- ア 町長、町職員（基本法第63条）
- イ 消防職員、消防団員（消防法第28条）火災現場、水害を除く災害
- ウ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合であり、この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。）
- エ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項～町長またはその職務を行う者がその場にいない場合に限る。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

関係機関が警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の通知

警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

ウ パトロール等の実施

町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

10 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(1) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(2) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に對し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(3) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関の連携

町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

11 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長が、地震・津波による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元町長」という。）となる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、協議元町長は、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元町長又は知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた場合、協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元町長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 協議元町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 協議元町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、協議元町長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けた

ときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

キ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長が、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元町長」という。）となる場合は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

イ 道外広域一時滞りの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元町長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 協議元町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

カ 協議元町長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先市町村との連携に配慮するものとする。

第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、本計画に定める。

1 救助救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救助救出の実施が困難の場合は、「本章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるところにより、十勝総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 救助救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 地震により道路、橋等が破損し、孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生理めとなった場合及び鉄道、自動車等の大事故が発生した場合

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者または死傷者を伴う災害を発見した者は、直ちに幕別町役場、警察署または消防署等へ通報するものとする。

4 救助救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、町及び消防機関が警察と地域住民と協力して作業にあたり、ともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出した者が負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、保健班等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

6 関係機関への応援要請

- (1) 特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難な場合は、医師会・警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて防災ヘリコプターの要請及び自衛隊の派遣要請の依頼をする。
- (2) 救助・救出に要する機材、舟艇その他特殊機械類を必要とするときは、防災関係機関に応援を要請する。
- (3) 町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求めるものとする。
- (4) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

7 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 現地対策本部の設置

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「本章 第1節 応急活動体制」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建築物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地の延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、幕別町及び幕別消防署の大規模地震における消火活動に関する計画は、本計画に定める。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）
- (4) 津波等による浸水危険区域

3 相互応援協力の推進

消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力を行うものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

- (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員及び団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

- (2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置の他、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障害者等の要配慮者の救護方法について検討しておく

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

5 地震火災応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統 大規模な地震火災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表 3-7-1 地震火災等情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「本章 第4節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項の広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本章 第6節 救助救出計画」により、必要な避難措置を実施する。

(5) 救助救出及び医療救護活動等

幕別町及び関係機関は、「本章 第6節 救助救出計画」及び「本章 第18節 医療救護計画」のにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(6) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「本章 第26節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 消防活動

大規模な火事災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実

施する。

ウ 消火、飛火警戒等は、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(8) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本章 第10節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(9) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「本章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(10) 広域応援

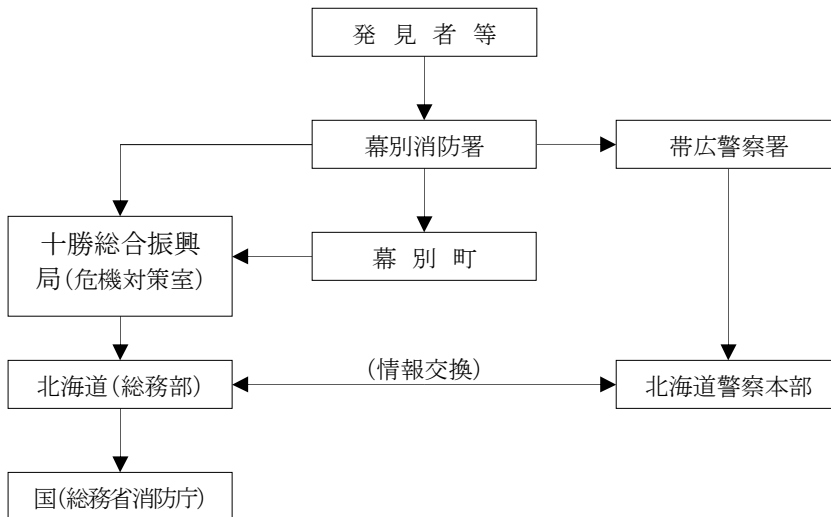
幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本章 第28節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(11) 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、幕別町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第4章 災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

町長〔担当は、建設対策部土木班とする。〕は、地震により急傾斜地のがけ崩れ等の災害が予想される地域の実情を調査し、災害防止を図る。また、必要に応じて、特別巡視等を行う。

図表3-7-1 地震火災等情報通信連絡系統図



第8節 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

1 津波警戒体制の確立

町は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒体制をとる。

また、町は忠類晩成地区にいる者に対し、その場からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視、近隣自治体との連携情報収集等警戒に当たる。

2 町民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び道は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

- (1) 町長は、津波到来地区町民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行う。
また、津波来襲が切迫している場合には、自宅周辺の建築物上層階等の高所に緊急避難するよう伝達する。
- (2) 知事は、町が災害の発生により、避難指示等を行うことができない場合、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

第9節 災害警備計画

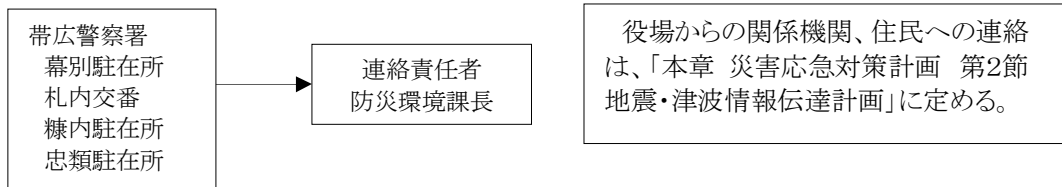
地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する帯広警察署（以下「警察署」という。）の諸活動についての計画は、北海道地域防災計画によるほか、本計画に定める。

1 災害に関する警察の任務

警察は、地震・津波が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害の警報の伝達及び災害情報を収集し、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する警報の伝達等は、次により行う。
役場からの関係機関、住民への連絡は、「本章 第2節 地震・津波情報伝達計画」による。
- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。



3 事前措置に関する事項

- (1) 町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長に対して行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他派遣についての必要事項
- (2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合は、町長が該当措置の事後処理を行う。

4 避難に関する事項

住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

6 救助救出に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護または死体の見分に努めるとともに状況に応じて、町長の行う死体の搜索等災害活動に協力する。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長にその他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打合せを行う。

10 災害時における交通規制に関する事項

「本章 第10節 交通応急対策計画」による。

第10節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴うにおける道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定める。

1 実施機関

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）
- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）
- (3) 北海道
- (4) 幕別町及び幕別消防署
- (5) 自衛隊
- (6) （一社）北海道警備業協会

2 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）

ア 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

- (3) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(4) 幕別町及び幕別消防署

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官等がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

(6) 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

3 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、または通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止または制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(1) 通 知

公安委員会（帯広警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、規制後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

ア 車両の確認

十勝総合振興局長または帯広警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、十勝総合振興局または警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「本章 第11節 輸送計画」に基づいて、「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h. 緊急輸送の確保に関する事項
 - i. その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、もしくは、指定行政機関等との契約などにより常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両である。

オ 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

公安委員会（帯広警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続き

- (ア) 公安委員会（帯広警察署）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「様式3-10-2 規制対象除外車両通行証明書」、「様式3-10-1 規制対象除外車両標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- (ア) 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (ウ) 他の都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること
- (エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること
 - a. 道路維持作業用自動車
 - b. 通学通園バス
 - c. 郵便物の収集または配達のために使用する車両

- d. 電報の配達のために使用する車両
- e. 廃棄物の収集に使用する車両
- f. 伝染病患者の収容または予防のため使用する車両
- g. その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 放置車両対策

ア 公安委員会（帯広警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

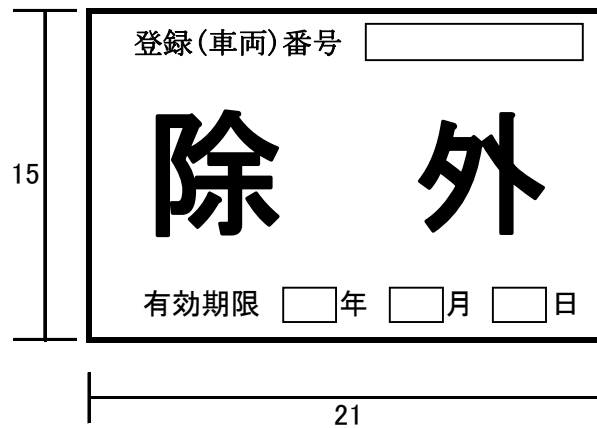
第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

エ 地域緊急輸送道路

北海道緊急輸送路ネットワーク計画策定協議会において指定されている路線とは別に、幕別町管内での災害応急避難活動を円滑に行うため、主要となる道路を地域緊急輸送道路として指定する。

※ 緊急輸送の指定路線は「資料編 資料7-2 緊急輸送ネットワーク指定路線」による。

様式3-10-1 規制対象外車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、及び「除外」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3-10-2 規制対象外車両通行証明書

第 号		年 月 日	
規 制 対 象 外 車 両 通 行 証 明 書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

第11節 輸送計画

地震・津波災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法・範囲等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 災害時輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は町有車両等を使用し、不足する場合には日本通運(株)帯広支店(株)等に応援を要請し、または民間の車両を借り上げる。

※町有車両の状況は、「資料編 資料7-1 町保有車両一覧表」を参照

(2) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、または遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社との協力を要請し、輸送を実施する。

(3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、または雪上車等による輸送を行う。

(4) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態を生じた場合、または山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じて自衛隊に対し航空機輸送の要請を行う。

3 輸送拠点の確保

(1) 物資輸送拠点

次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況などにより、別に確保する。

物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類
--------	-------------------------

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

＜ヘリコプター離着陸可能地点＞

所在地	施設名	広さ	著名地点からの方向及び距離
緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m
緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m
寿町	幕別運動公園	70×280m	役場から600m
札内文京町	札内中学校グラウンド	140×140m	札内駅から南西1km
札内文京町	札内南小学校グラウンド	110×170m	札内駅から南西1km
札内暁町	スマイルパーク	300×300m	国道北側
札内西町	札内川河川敷	170×550m	国道から南へ50m
字糠内	糠内小学校グラウンド	160×110m	小学校校舎南側
駒島	集団研修施設こまはた	110×150m	集団研修施設こまはた南側
忠類白銀町	忠類小学校グラウンド	180×120m	小学校校舎隣接
忠類栄町	忠類野球場	370×100m	中学校校舎隣接
忠類東宝	白銀台スキー場駐車場	53×95m	忠類総合支所から南に300m

※「資料編 資料8-2 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」参照

4 緊急輸送の対象及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 被害の拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料・水等の輸送 被災者の救出搬送 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> (第1、2段階の続行) 災害復旧 生活必需品物資輸送

5 災害時における緊急輸送車両の交通確保等

(1) 緊急輸送道路の指定

「本章 第8節 交通応急対策計画 5 緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

(2) 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く町内の道路、橋梁等の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。

(3) 緊急輸送道路等の応急対策活動

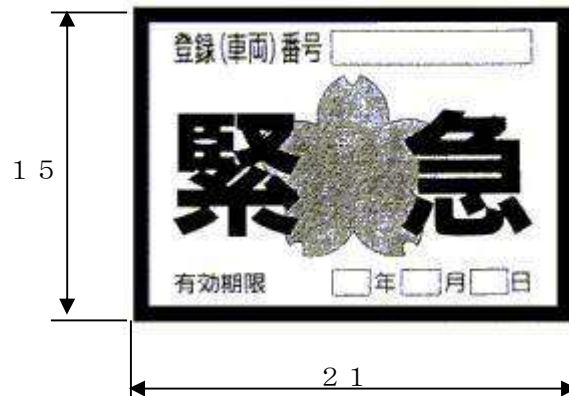
町内の国道、道道等幕別町以外の道路管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたす場合には、すみやかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、すみやかに緊急輸送等の確保を図るための必要な対策を行う。また、幕別町が管理する道路、橋梁等が被災した場合、幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、指定路線を優先に応急復旧を行う。

(4) 緊急輸送業務に従事する車両の表示

町長は、基本法第76条の規定に基づき、十勝総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき、帯広警察署を通じ公安委員会から標章及び証明書（「様式3-11-1 緊急通行車両確認証明書」）の交付を受け輸送にあたる。

なお、緊急通行車両の交通規制等は、「本章 第10節 交通応急対策計画」による。

町は、緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うものとする。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

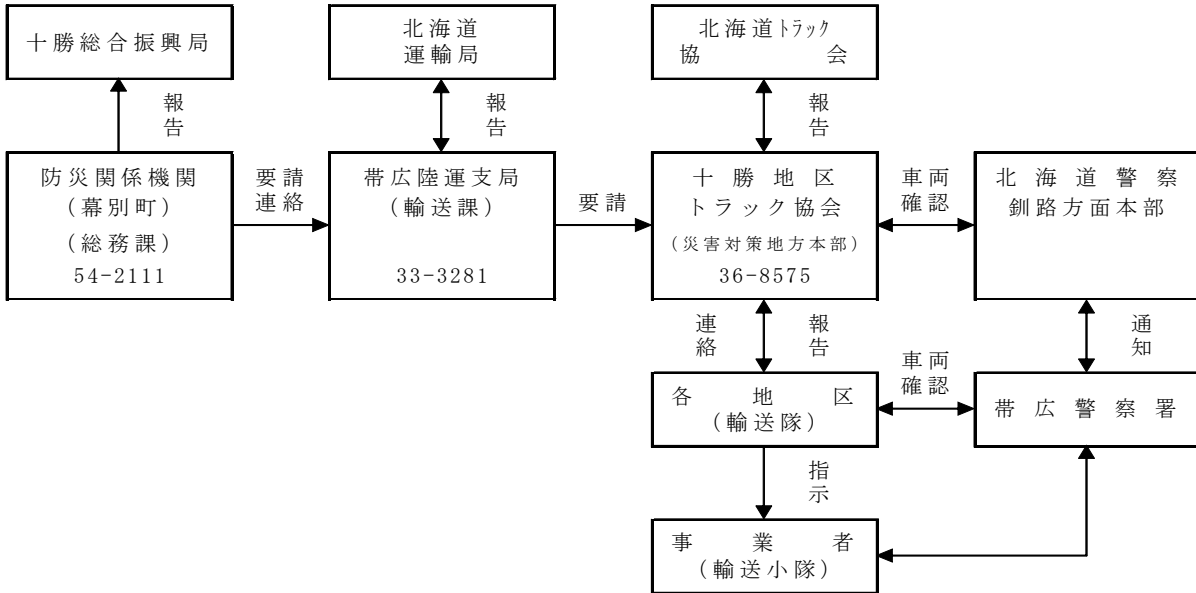
7 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

- (1) 緊急通行車両確認証明書（様式3-11-1）
- (2) 輸送記録簿（様式3-11-2）

8 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数及び人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動内容
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

一般社団法人十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、協会作成の「緊急救護輸送実施業務要綱」による。

ア 緊急救護輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部または自治体等から緊急救護輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救護輸送を開始する。

- (ア) 受領報告及び対策室に対する指示
- (イ) 輸送隊の班編成
- (ウ) 緊急救護輸送車両の確認申請等
- (エ) 現地事務所の開設
- (オ) 輸送終了報告

様式3-11-1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 公安委員会		印 印	
番号標に表示されている番号			
輸送の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
通行経路	出発地		目的地
備考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-11-2 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

幕 別 町

輸送 月日	目的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等		修 繕					燃 料 費	実 支 出 額	備 考
			使用車両		故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 の 概要			
			種類	台数	金額	名称 番号						
					円					円	円	
計												

- 注：1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策のため、ヘリコプター等の広域的かつ機動的な活用計画は、本計画に定める。

1 基本方針

町は、町内において災害が発生し、迅速かつ確かな災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「資料編 資料1 5-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。ただし、緊急の際で、本部長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

本部長は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 町の消防力によって災害防止が著しく困難な場合
- イ 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

(2) 要請方法

本部長からの知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高責任者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

(4) 町の受入体制等

ア 道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

イ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて機長等との連絡にあたる。

ウ ヘリポートの開設については、「本章 第11節 輸送計画」による。

エ ヘリポートの整備方法については、「資料編 資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」による。

(5) 報告

町長は、災害が収束した場合には、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に報告するものとする。

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査などの情報収集活動

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

ア 疾病者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防衛活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

5 応援ヘリコプター等の活動

道は、所管ヘリコプターで対応できない時は、道の広域応援計画に基づき、必要に応じ他県及び関係機関からの応援ヘリコプター等の要請を行う。また、大規模災害時には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなるため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第13節 食料供給計画

地震・津波災害における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画に定める。

1 主要食料供給計画

(1) 実施責任者

ア 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

イ 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けている町長が実施する。

(2) 供給対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災者により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法

町長は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保は十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章台11の規定により、農林水産省政策総括官（以下、「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

(4) 主要食料の主な要請先

供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料16-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）

2 副食調味料供給計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、必要に応じて町内の業者から納入する。なお、町内における調達が不可能なときは十勝総合振興局を経由して、知事に対してその斡旋を要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

(2) 協力団体

住民組織（公区）並びに諸団体等とする。

(3) 炊き出しの対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 災害応急対策に従事している者

(4) 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「資料編 資料5-2 指定避難所」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(5) 業者からの購入

町は、直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認めるときは炊き出しの基準を明示し、米飯提供業者から購入し、供給する。

(6) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、「様式3-13-1 炊き出し給与状況」に記録しておくものとする。

4 要配慮者対策

要配慮者については、要配慮者の状況に応じて、食料等を調達する。

5 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

様式3-13-1 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

幕別町

炊き出し 場の名称	月 日			月 日			3日間小計	4日以降 小計			合 計	実 支 出 額	備 考	
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		朝	昼	夜				
計														

注：「備考」欄には、給食内容を記入すること。

第14節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により飲料水の供給が困難となった場合、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画に定める。

1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 実施責任者

ア 本部長（町長）〔担当は、建設対策部水道班とする。〕

イ 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。（飲料水は1人1日3リットル）

(3) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。

(4) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 給水方法

建設対策部水道班は、十勝総合振興局保健環境部の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

(1) 水道施設に被害がある場合

緊急貯水槽の臨時給水栓及び給水車等によって、飲料水を供給する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、緊急貯水槽の臨時給水栓及び配水池から給水車、給水用資機材により給水する。

(3) 水源を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ過器によりろ水し、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

(4) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において備蓄しておく

よう、住民に広報していく。

(給水目標)

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(給水輸送可能車両等)

車両等管理部署	台数	容量	単位 (リットル)	備考
幕別消防署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
幕別消防札内支署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
水道課	1台	10,000	リットル	給水車
〃	1基	2,000	リットル	給水タンク
〃	1基	1,000	リットル	給水タンク

3 給水施設の応急復旧

主要給配水管の応急復旧を行い、共同で使用する大口径の給水栓を取付け、被災者に飲料水を供給する。

4 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

5 給水の記録

給水を実施した場合は、「様式3-14-1 飲料水の供給簿」に記録しておくものとする。

6 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画

農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。

7 応援の要請

町長は、自らの飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要因及び給水資機材の応援を要請するものとする。

様式3-14-1 飲料水の供給簿

供給 月 日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具						燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕 費					
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費			

- 注：1 供給簿は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給確保に関する事項は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 実施の方法及び対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与または貸与する。

- ア 災害により住家が全半壊、全半焼、流失または床上浸水の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者
- イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 衣料、生活必需物資の調達

- (1) 物資購入及び配分計画
救助法の適用の有無にかかわらず、総務広報部総務班が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立し、これに基づき物資を購入する。
- (2) 給与または貸与物資の種類
被災者に給与または貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 寝具（毛布、布団等）
 - イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）
 - ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
 - エ 身回品（タオル、手拭、靴下、傘等）
 - オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
 - カ 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
 - キ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
 - ク 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭、灯油等）
 - ケ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

(3) 調達方法

- ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において備蓄保管するものとする。
- イ 日赤北海道支部は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要に応じ日赤北海道支部長に要請する。商工会、農業協同組合の協力により必要量を迅速に確保するものとする。
- ウ 調達にあたっては、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。
- エ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。
- オ 町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

※「資料編 資料1 6-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照

4 給与及び貸与の方法

本部長（総務広報部総務班）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、民生対策部福祉班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適正かつ正確に行うものとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、「様式3-15-1 物資の給与状況」に記録しておかなければならない。なお、救助法による救援物資とは、明確に区分して処理する。

様式3-15-1 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

幕 別 町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名				実支出額	備考
				布団	毛布				

計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名 印

- 注：1 住家の被害程度に全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第16節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行う。

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

- (2) 町内で石油類燃料の確保が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、帯広地方石油業協同組合及び同支部に協力を要請する。

- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

- (4) LPGについては、「災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会に協力を要請する。

(参考)

※「資料編 資料1 4-5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」

※「資料編 資料1 4-6 災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これらの施設の応急復旧については、本計画に定める。

1 上水道（農村部の営農用水及び簡易水道も下記計画に準ずる）

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ 復旧対策内容

(ア) 浄水場・配水場については、被災箇所発見のための点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

(イ) 配水管・給水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

a 復旧作業

復旧作業は、幕別町指定給水装置工事事業者の協力を得て行う。

b 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては建設対策部水道班が調達する。

c 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合においては、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

(ア) 被害を受けていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

(イ) 他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ 応急給水

建設対策部水道班は、保健環境部の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

(ア) 水道施設に被害がある場合

緊急貯水槽の臨時給水栓及び給水車等によって、飲料水を供給する。

(イ) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、緊急貯水槽の臨時給水栓及び配水池から給水車、給水用資機材により給水する。

(ウ) 水源を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ過器によりろ水し、消毒薬（次亜鉛素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

(エ) 給水の基準

給水基準については、「本章 第14節 給水計画」による。

オ 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

(ア) 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「協議会」という。）災害時相互応援に関する協定に基づき、協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

- a 災害の状況
- b 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- c 必要とする職員の職種別人員
- d 応援場所への経路
- e 応援の期間
- f 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(イ) 自衛隊への派遣要請手続

a 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が水道班の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。

b 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。また、この場合で口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

c 派遣要請書の記載事項

- (a) 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由
- (b) 派遣を必要とする期間

- (c) 派遣を希望する人員、車両等の概数
- (d) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (e) 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項
- d 自衛隊受入に関し留意すべき事項
 - 自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。
 - (a) 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
 - (b) 応急復旧に必要な資機材等については、建設対策部水道班で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
 - (c) 自衛隊の活動に対して、付近住民の積極的な協力を促すなど配慮すること。
- e 撤収要請
 - 管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに町長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。
- f 応援受け入れ体制
 - 災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、応援受け入れ体制に関する指針（第103回支部理事会決定 施行期日昭和55年8月1日）に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。
 - (a) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保
 - (b) 応援活動用資機材の取り出し等準備
 - (c) 指揮者、誘導者等職員の配備
 - (d) 応援隊の作業及び役割分担
 - (e) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項
- g 相互応援体制
 - 日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針に基づき応援活動を行うものとする。

(2) 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 被害調査

排水機能の支障や2次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

(ア) 管渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

(イ) 処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

(ウ) 復旧作業

復旧作業は、幕別町排水設備指定工事業者の協力を得て行う。

(2) 広報

地震・津波により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電気

(1) 応急復旧体制の確立

電気事業者（北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店）は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、被害状況を早急に把握し、施設に被害（停電）があった場合は、次の対策を講じて、早期復旧体制を確立する。

ア 非常災害対策帯広支店支部の設置

(ア) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織帯広支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策帯広支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。

(イ) 非常災害対策帯広支店支部を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

(ウ) 対策会議

非常災害対策帯広支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

イ 非常態勢区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合または発生した場合

ウ 応急復旧要員の動員

- (7) 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう態勢を確立する。
- (イ) 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。
- (ウ) 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、町災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

(2) 応急復旧対策

ア 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。

- (7) 変電設備
 - a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - b 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所
 - c 重要施設に配電する配電用変電所
- (イ) 送電設備
 - a 全回線送電不能の主要線路
 - b 全回線送電不能のその他の線路
 - c 一部回線送電不能の主要線路
 - d 一部回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、報道機関、収容避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

- a 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公署等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- b その他の回線

イ 危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

(3) 広 報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等についてテレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

4 ガ ス

(1) ガス施設応急復旧対策

ア 町が実施する対策

- (ア) 町道の被害状況の把握
- (イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施
- (ウ) 住民への広報活動

イ ガス事業者が実施する対策

- (ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
 - a ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
 - b 被害が大規模な地域にあっては、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用し、全域又は一部地域（ブロック）のガスの供給を停止した後、応急復旧活動を行う。
- (イ) 二次災害の発生するおそれがある場合は、町と協力して住民に避難措置を行う。
- (ウ) 復旧人員の確保

当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した場合は直ちに他ガス事業者に応援を要請する。
- (エ) 復旧資機（器）材の調達
- (オ) 受入側にあつては、応援ガス事業者の受入体制の整備、応援側にあつては、適時、適切な応援体制の整備を行う。
- (カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民へ広報するとともに関係機関（町・警察・消防等）へ報告する。

ウ 住民が実施する対策

ガス施設損壊の発見またはガス臭を感知した際の通報

(2) ガス施設応急供給計画

ガス事業者は、復旧計画を立案し、応急供給計画を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を実施するとともに、ブロックごとに応急復旧を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(3) 広 報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

5 通 信

(1) 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合または異常状態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講じるものとする。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

6 放 送

NHKなどの放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害状況調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じるものとする。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害によりその地域の医療機関の機能が失われ、または著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合における応急医療又は助産の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (3) 上記は、（一社）十勝医師会（以下「十勝医師会」という。）等と緊密な連絡協議のもとに実施する。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

- (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、町内会長や避難所責任者等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し本部長に報告する。

報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 救護班及び救急医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合、民生対策部保健班を主体に、救護班を編成し応急救護にあたる。民生対策部保健班での編成が困難な場合、またはその診療能力を超える場合等は、十勝医師会等に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療にあたる。救急医療班の編成基準は、十勝医師会等の定めるところによる。

また、災害急性期には必要に応じ知事に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請を行うものとする。

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

4 関係機関の応援

- (1) 町長は、災害規模に応じて次の関係機関への応援要請を行う。

- ア 十勝医師会
- イ 医療班の支援（日本赤十字社救護班、国立・道立病院等）
- ウ 患者の移送（自衛隊）
- エ 町内医療機関
- オ 災害派遣医療チーム（DMAT）

カ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料16-1 1-1 災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同資料 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。

(2) 要請する場合には、次の項目を通知する。

ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ 出動の時期及び場所

ウ 出動を要する人員及び資機材

エ その他必要な事項

5 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生機材及び暖房用燃料等の確保は、保健班が町内医薬品等の取扱業者から調達するものとし、町内では調達できない場合、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を申請する。

なお、町内の医薬品等の調達先は、「資料編 資料6-2 医療衛生材料調達先一覧表」による。

6 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院に移送する。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 関係医療機関の状況

「資料編 資料6-1 医療機関一覧表」のとおり。

9 保健班の活動状況の記録

保健班の活動状況等について次により記録しておくものとする。

(1) 保健班活動状況（様式3-18-1）

(2) 病院診療所医療実施状況（様式3-18-2）

(3) 助産台帳（様式3-18-3）

様式3-18-1 保健班活動状況

保 健 班 活 動 状 況

		医師名			印	
月 日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	死 体 検 案 数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

注： 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式3-18-2 病院診療所医療実施状況

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

								幕 別 町	
診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計									

注： 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式3-18-3 助産台帳

助 産 台 帳

幕 別 町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日～月 日	円	
計					

第19節 防疫計画

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康上状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班及び保健班とする。〕
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事の応援を求め実施する。

2 防疫実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成する。

(1) 防疫班の編成

民生対策部衛生班は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の防疫実施のため、民生対策部保健班と連携して防疫班を編成する。

また、防疫班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

(注) 民生対策部衛生班の活動範囲は主要箇所的外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理する。

3 感染症の予防

(1) 防疫の措置

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示命令があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

ウ 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

エ 物件に係る措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

(2) 検病調査及び保健指導等

ア 避難所において、検病調査が必要な場合は、北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上、検病調査を行う。

イ 町は、町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。

ウ 検病調査の結果、必要がある場合、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

(3) 臨時予防接種

被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長または知事の指示により、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染物その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設または下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないように処分する。

(5) 消毒方法

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症予防法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51条「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症予防法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症予防法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、またはろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法の実施

十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは消毒液等により、

トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

(4) 飲料水の管理

飲料水は、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜・畜舎等の防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。〔担当は、十勝家畜保健衛生所長〕

(2) 家畜防疫の実施

家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合等と協力して実施するものとする。なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

(3) 家畜の救護

十勝総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第20節 廃棄物等処理計画

地震・津波災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第27節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班とする。〕

イ 町長は、災害による被害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村または道に応援を求め実施する。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理は、所有者が行う。所有者が判明しないとき、または所有者において処理することが困難なときは、町長が実施する。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成する。

イ ごみ処理班の班長には防災環境課長を、班員には防災環境課長が指示する者をもってあてる。

(2) ごみの収集処分の方法

町長は、被害が甚大な場合、一時的にがれき等を保管する場所（仮置場）を設置することができる。処理は、計画的に一般廃棄物処分場（くりりんセンター・南十勝環境衛生センター）に搬入し、処理する。なお、これが困難な場合は、民間業者等の処分場に処理を委任する。

(3) し尿の収集方法

ア 収 集

(ア) 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。

(イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

イ 処 理

終末処理施設（中島処理場）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

3 野外仮設共同トイレの設置

トイレが倒壊、いっ水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同トイレを設置する。

共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

4 死亡獣畜の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において、行うものとする。
- (4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

5 清掃等施設状況

(1) ごみ処理・ごみ埋立

(十勝環境複合事務組合)

施設名	所在地	処理区分	処理方法	処理能力
くりりんセンター (37-3550)	帯広市西24条 北4丁目1番地	可燃物	焼却	330 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	110 t /5h
一般廃棄物最終処理場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200m ³

(南十勝複合事務組合)

施設名	所在地	処理区分	処理方法	処理能力
南十勝環境衛生センター (01558-5-2810)	広尾町紋別760番地3	可燃物	焼却	28 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	10 t /5h
南十勝廃棄物処理センター	大樹町字萌和 394番地2	焼却灰 破碎物	埋立	101,960m ³

(2) し尿処理場

(十勝環境複合事務組合)

名称	所在地	処理区分	処理能力
中島処理場 (37-3040)	帯広市西23条北4丁目	加湿消化	210 k l /D

(3) 死亡獣畜処理場

名称	所在地	処理能力	管理主体
一般廃棄物最終処理場 (69-4121)	中札内村元札内 東2線51-27	15 t /D	十勝農協連

第21節 家庭動物対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物の取扱いについては、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。
- (2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の応援要請措置を講ずるものとする。

2 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。
- (2) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第22節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町立小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、本部長（町長）及び教育委員会〔担当は、文教対策部学校教育班とする。〕が行う。
- (2) 学童保育所の応急対策は、本部長（町長）及びこども課〔担当は、民生対策部福祉支援班とする。〕が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (4) 道立高校における教育の確保については、知事及び道教育委員会が行うものとする。
- (5) 私立高校・幼稚園における教育の確保については、当該学校運営法人が行うものとする。
- (6) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、学校長は自らの判断により、または教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

ア 授業開始後の措置

児童生徒の下校については、帰宅途中の注意事項を十分徹底させるとともに、低学年にあつては教師が地区別に付き添うなど措置をとるものとする。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、防災行政無線等、その他確実な方法で各児童、生徒に徹底させる。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害の程度により、応急復旧ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

利用可能な特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部または大部分が使用できない場合

最寄りの学校または公共施設を利用する。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、または十勝教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じ、計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

イ 授業等の場所が公民館等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないように留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分に配慮し、児童、生徒の心のケアを図る。

(4) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努め教育活動に支障を来たさないようにする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書、学用品を滅失または毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

4 学校給食対策

- (1) 給食施設が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものである。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔絶すること
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。
- (4) 必要に応じて、教職員・児童生徒の伝染病予防接種や健康診断を実施する。

6 文化財保全対策

文化財（有形文化財、無形文化財、民族資料、記念物など）は、その所有者並びに管理者が常に保全、保護にあたり、災害が発生したときは、その被害状況に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、「様式3-22-1 学用品の給与状況」に記録するものとする。

様式3-22-1 学用品の給与状況

学用品の給与状況

幕別町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国 語	算 数		鉛 筆			
				月 日						円	

計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注：1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、この計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が実施する。

2 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第5節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

3 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

4 応急仮設住宅

- (1) 入居対象者
次の条件に該当する者とする。
 - ア 住宅が全壊、全焼または流失した者であること
 - イ 居住する住宅がない者であること
 - ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、町長〔担当は、建設対策部都市計画班〕が行う。
- (3) 建設型応急住宅の建設
原則として、建設型応急住宅の設置は知事が行う。
- (4) 建設戸数
町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。
- (5) 建設予定場所
原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。

道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委任を受け町が管理する。救助法が適用されない場合、町が設置するものは、町が管理する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊または半焼し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力で応急修理ができない者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急処理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅

町長は、必要により災害のため住宅が半壊または半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、空いている町営住宅を災害公営住宅として利用する。

7 資材等の斡旋、調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式3-23-1）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式3-23-2）

10 住宅の応急復旧活動の推進

町は、必要に応じて、住宅工事事業者等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式3-23-1 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

幕 別 町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

注：1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

様式3-23-2 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

幕別町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、本計画に定める。

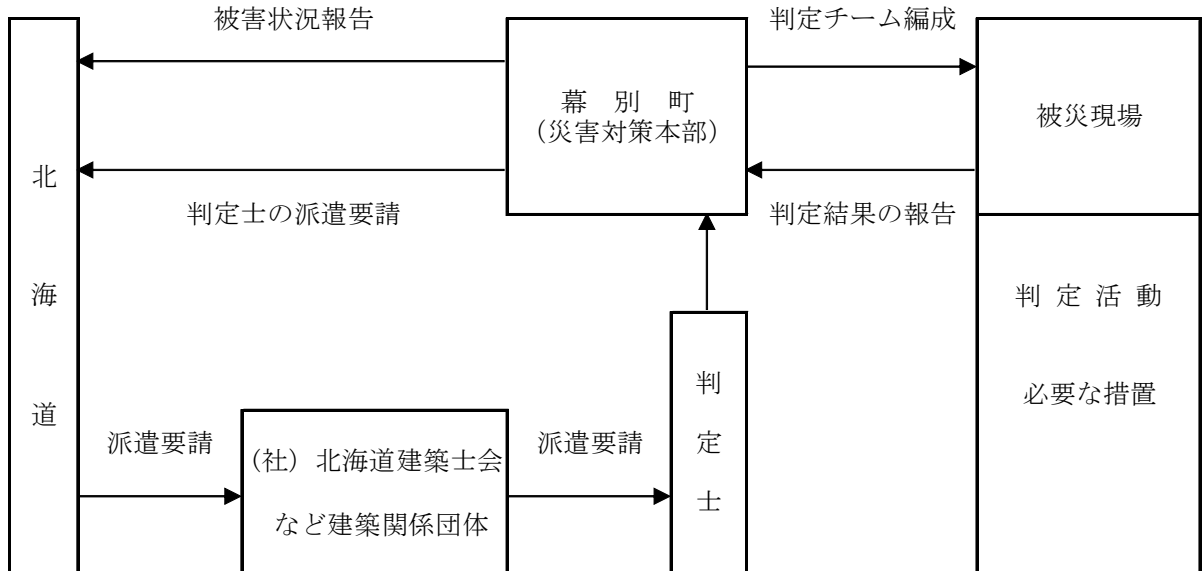
1 応急危険度判定の活動体制

町は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

2 応急危険度判定士の確保

町は、道及び関係機関と相互に綿密な連携と協力を図り、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう実施体制の整備を行う。

3 応急危険度判定士の仕組み



4 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象物建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造区駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合、または適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

5 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道は、町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

本町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕は、判定士を活用し、被災宅地の危険度判定を実施する。

なお、町長は、危険度判定の実施を決定した場合、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設対策部に置き、次の業務を行う。

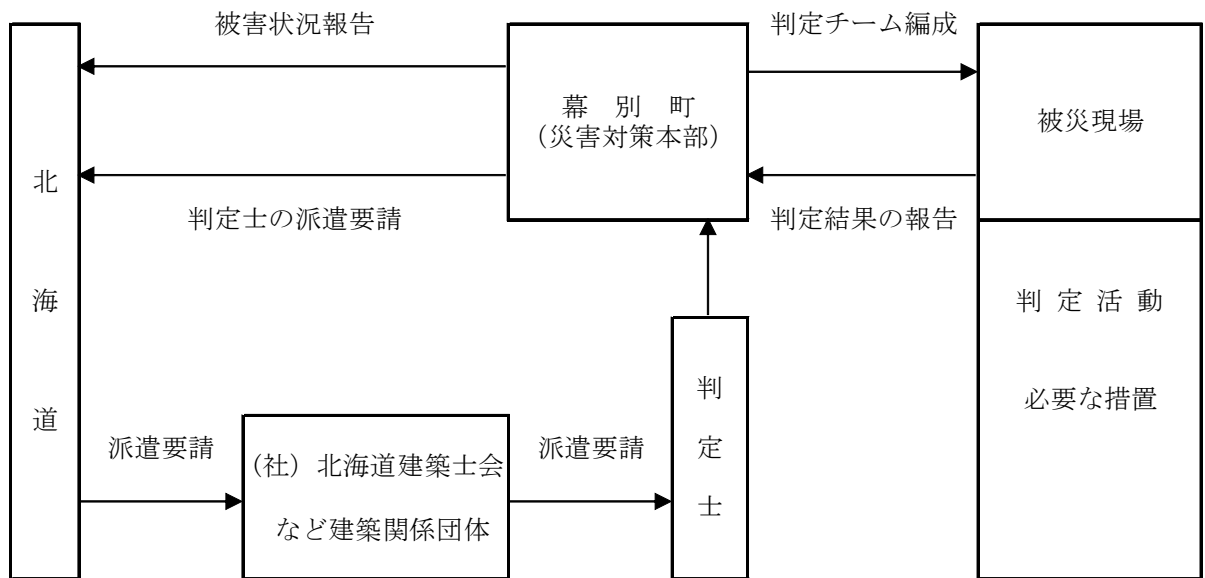
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第26節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

地震・津波災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び遺体の收容処理、埋葬の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法適用後は、知事の委任を受けて町長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。
また、救助法が適用されていない場合でも、警察署、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
- (2) 実施の方法

行方不明者の搜索は、町長が警察署と協力し、消防機関及び地域住民の協力を得て搜索班を編成し、必要な車両、舟艇その他機械器具を活用して実施する。
- (3) 搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

 - ア 行方不明者が漂着または埋没していると思われる場所
 - イ 行方不明者数並びに氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び着衣等

3 変死体の届け出

変死体は、直ちに警察署に届け出るものとし、その検視後に処理にあたる。

4 遺体の收容処理方法

- (1) 実施者
 - ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡す。
 - イ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができない場合は、町長が行う。
- (2) 遺体の收容処理
 - ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとる。
 - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 遺体は、死因その他の医学的検査を行う。

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

遺体安置場所は、「別表 5-22-1 遺体安置所」とするが、死亡者多数の場合は、町内の寺院、公共建物または公園等遺体の収容に適切な場所を決定し安置する。

なお、遺体安置所の選定にあたっては、次の点に留意して決定する。

- ・ 屋内施設であること
- ・ 1次避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

5 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で町長が必要と認める場合、応急的に遺体を埋葬する。埋葬にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 事故死の遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたるとともに埋葬にあたっては、土葬または火葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。
- (4) 町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要なあると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行う。

8 火葬場の状況

火葬場名	所在地
幕別町葬斎場	幕別町字豊岡3番地62
南十勝複合事務組合火葬場	広尾郡大樹町字開進188番地5

9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

10 遺体の捜索等の記録

遺体捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 遺体捜索状況（様式3-26-1）
- (2) 遺体処理台帳（様式3-26-2）
- (3) 埋葬台帳（様式3-26-3）

別表3-26-1 遺体安置所

地域	遺体安置所	
幕別地区	施設名	幕別南コミュニティセンター（ホール）
	住 所	幕別町新町139番地3
	面 積	493.00㎡
	管 理	幕別町住民生活部住民課
	電 話	0155-54-5127
札内地区	施設名	幕別町働く婦人の家（ホール）
	住 所	幕別町札内中央町395番地1
	面 積	180.00㎡
	管 理	幕別町住民生活部住民課
	電 話	0155-54-6602（住民課住民活動支援係）
忠類地区	施設名	忠類ふれあいセンター福寿（多目的ホール）
	住 所	幕別町忠類白銀町384番地10
	面 積	180.00㎡
	管 理	幕別町忠類総合支所 保健福祉課
	電 話	01558-8-2910

様式3-26-1 遺体搜索状況

遺 体 搜 索 状 況

幕 別 町

年 月 日	搜索地区	搜索死体	搜 索 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者管理者名		
						円	

注： 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式3-26-2 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

幕 別 町

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺体の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円		
計		人									

様式3-26-3 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

幕 別 町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏名	年齢	死亡者と の関係	氏名	棺 (付属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注：1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第27節 障害物除去計画

地震・津波による山崩れその他の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、流木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障のないよう処理するための対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行い、その他道路及び河川等に支障を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行う。

2 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物を排除する必要があるとき
- (2) 交通安全と輸送の確保に必要なとき
- (3) 河川における障害物の除去が、河川の流路を良くし、溢水を防止し、または護岸等の決壊を防止するため必要なとき
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、または状況に応じて自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限る。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第10節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 障害物除去状況の記録

障害物を除去した場合は、「様式 3-27-1 障害物除去の状況」に記録するものとする。

様式3-27-1 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

幕 別 町

住家被害 程度区分	氏 名	除 去 に 要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
		月 日～月 日	円		

計	半壊()	世帯			
	床上浸水	世帯			

第28節 広域応援計画

地震等による大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、道及び他市町村への応援要請については、本計画に定める。なお、応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮する。また、他の市町村が被災した場合には、被災地被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「本章 第5節 避難対策計画 10（広域一時滞在）」による。

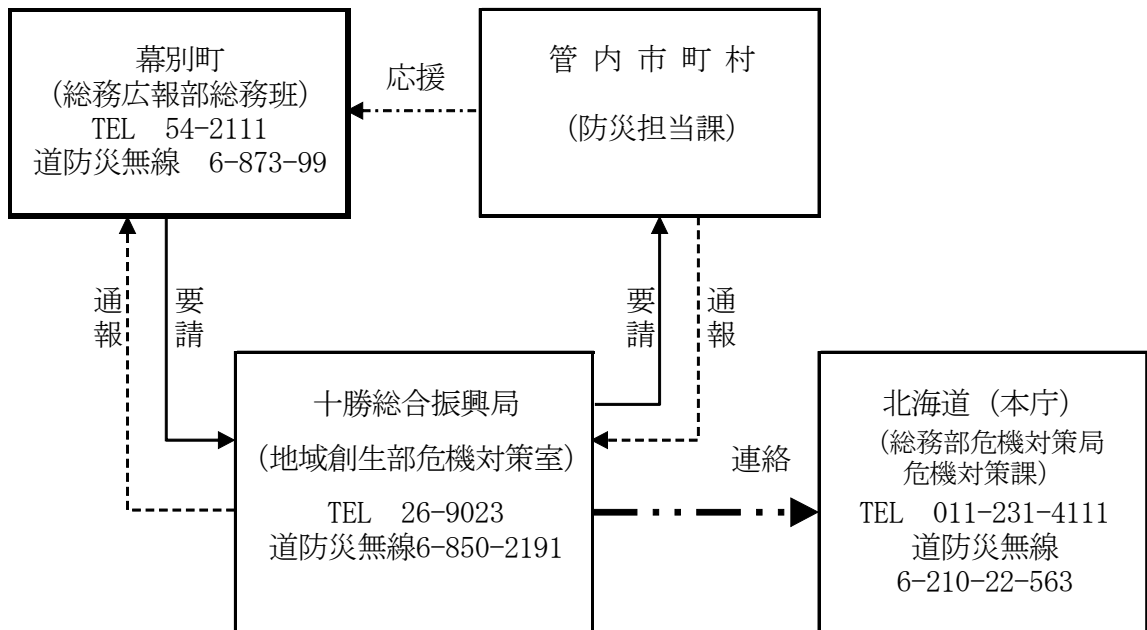
1 「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請

基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編 資料16-1 9-1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。

また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村の応援の受入体制を確立しておくものとする。

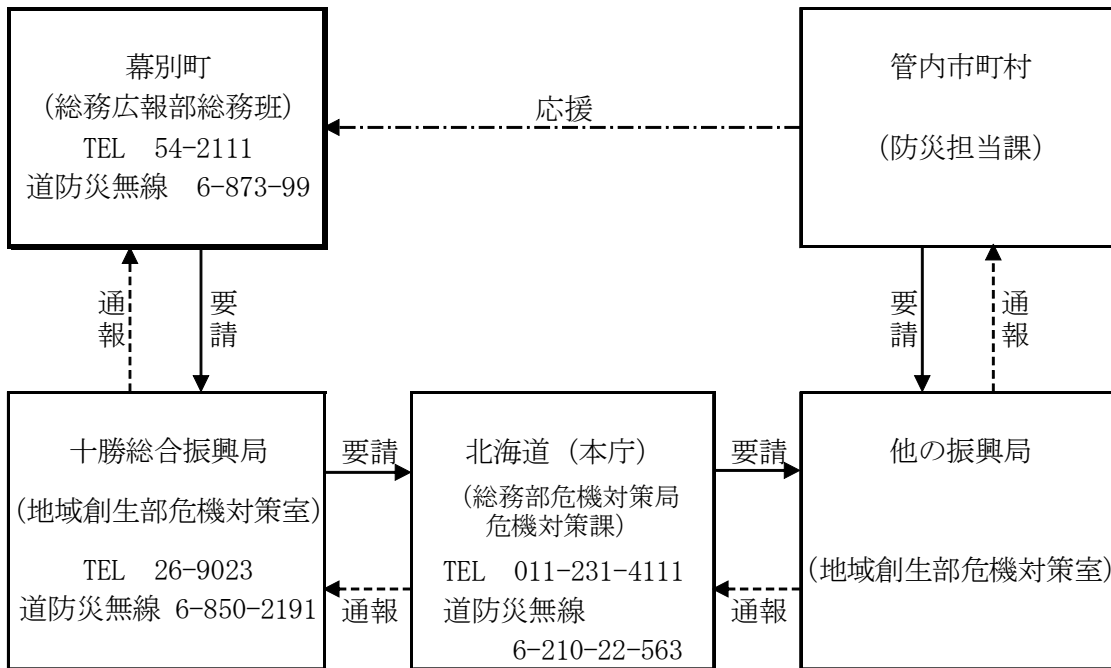
(1) 応援要請の区分及び連絡系統図

ア 第1要請（十勝総合振興局の市町村への要請）



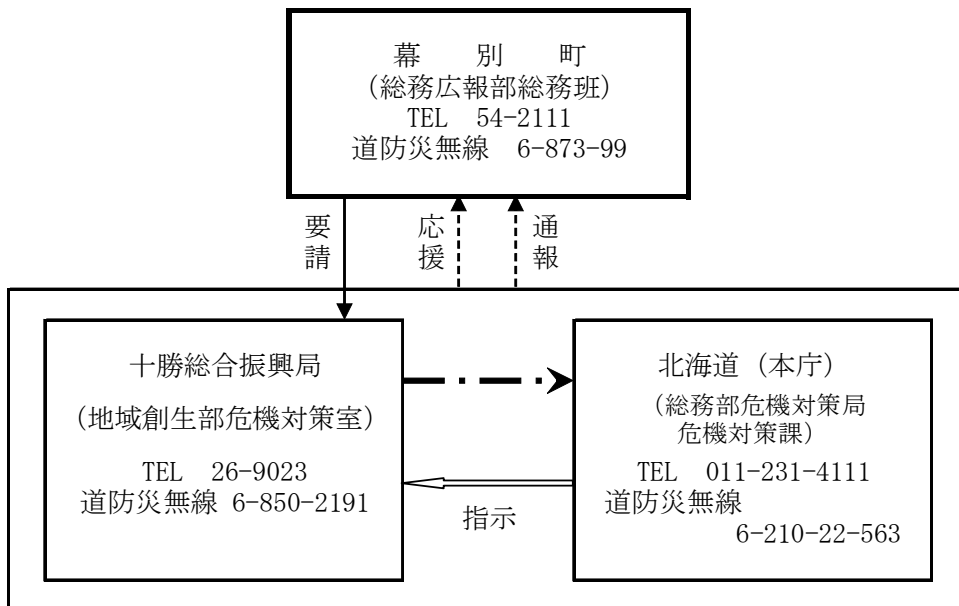
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

イ 第2要請（他振興局の市町村への要請）



注： 十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 第3要請 要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請



(2) 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ウ 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- カ その他特に要請のあった事項

2 他の都道府県の市町村に対する応援要請等

- (1) 町長は、基本法第67条第1項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編 資料1 6-1 9-7～9-9 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援要請するものとする。
- (2) 町長は、(1)の協定に基づき、当該協定市町長から応援を求められた場合、または協定市町と連絡ができない場合に自主的応援活動が必要と認める場合は、応援活動を実施するものとする。
- (3) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにとともに、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

3 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「資料編 資料1 5-2 北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立していく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助等の支援体制の整備に努めるものとする。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

大規模な災害が発生し、町の力だけでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難と予想される場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動等の活動計画は、本計画に定める。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき

2 災害派遣要請の要領等

(1) 依頼方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（「様式3-29-1 自衛隊災害派遣要請依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を依頼する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

(2) 担当部及び依頼先

災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域創生部危機対策室主査とする。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により要請権者との連絡が不能である場合等は、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

3 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 受入れ準備の確立 [担当は、総務広報部広報渉外班とする。]

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 連絡職員の指名

派遣部隊及び十勝総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

イ 事前準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

ウ 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備等、受入れのために必要な措置をとる。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議 [担当は、建設対策部土木班とする。]

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（十勝総合振興局長）への報告 [担当は、総務広報部総務班とする。]

派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者の捜索、救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
- (4) 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成積込み及び運搬
- (5) 消防活動
利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

- (6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
- (7) 応急医療、防疫、病虫害駆除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町で準備）
- (8) 通信支援
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水支援
緊急を要し、適当に手段がない場合
- (11) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は町・道、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
- (12) 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
- (13) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (14) 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
- (15) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

5 経費負担等

- (1) 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

6 派遣部隊の撤収要請

町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕は、災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書（「様式3-29-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に要請する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

7 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項、自衛隊法第94条）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

様式3-29-1 自衛隊災害派遣要請依頼について

	第 号
	年 月 日
十勝総合振興局長 様	
	幕別町長 印
自衛隊災害派遣要請依頼について	
このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を依頼する事由	
2 派遣を必要とする期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 派遣部隊が展開できる場所	
5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項	
(部 課 係)	

第30節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画に定める。

1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部または各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受け入れ

道、町、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受け入れに当っては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動

(16) ボランティア・コーディネート

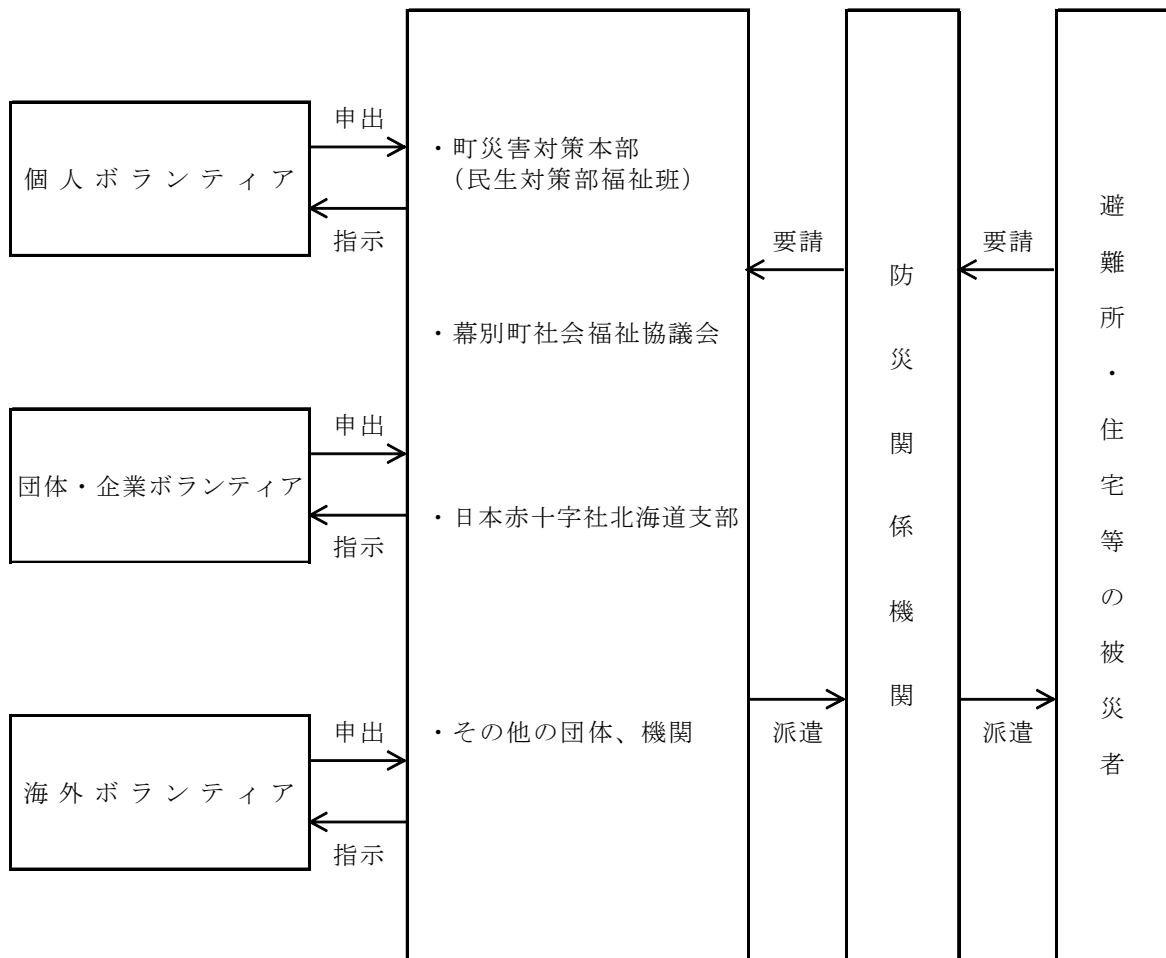
4 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

<ボランティア受入体系図>



第31節 災害義援金等募集(配分)計画

大規模な災害が発生した場合、町、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための計画は、本計画に定める。

1 義援金品の募集

(1) 義援金の募集

町は、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集

義援物資については、道、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需要状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需要状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は北海道災害義援金募集(配分)委員会¹(以下「委員会」という。)に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

(2) 義援物資の引継ぎ配分

義援物資については、町が引継ぎ、町は、町内会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないように適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

¹ 北海道災害義援金募集(配分)委員会が実施する義援金募集(配分)業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号または所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画に定める。

1 実施体制

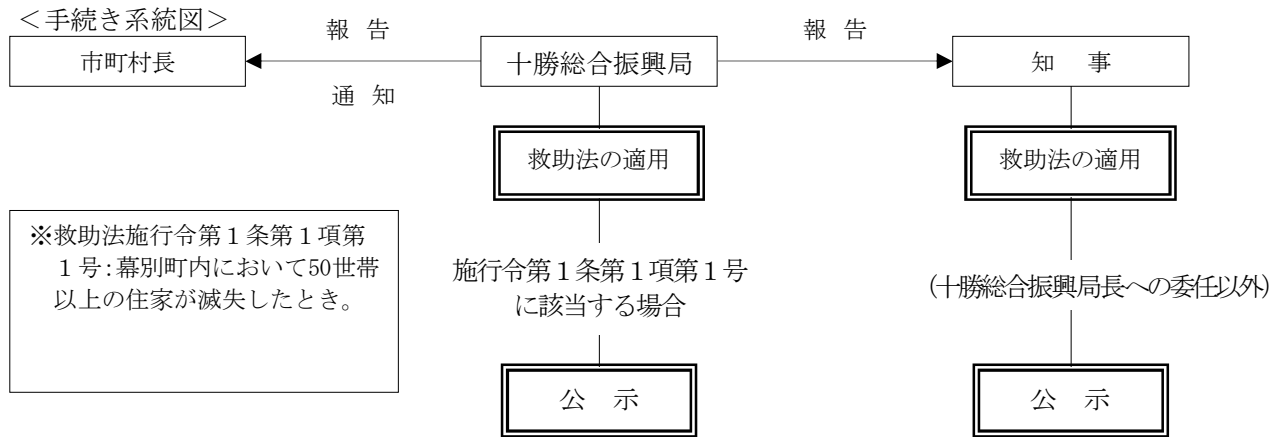
救助法による救助は、知事が行う。町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

2 救助法の適用基準

本町における救助法による救助は、別表3-32-1に掲げる災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるときは、直ちに十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は旧法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。



4 救助に必要とされる措置

(1) 従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ア 医師、歯科医師及び薬剤師 | イ 保健師、助産師または看護師 |
| ウ 土木技師または建築技師 | エ 大工、左官または鳶職 |
| オ 土木業者または建築業者及びこれらの従事者 | カ 地方鉄道事業者及びその従事者 |

キ 軌道経営者及びその従事者

ク 自動車運送事業者及びその従事者

ケ 船舶運送業者及びその従事者

コ 港湾運送業者及びその従事者

(2) 救助命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷販売、配給、保管もしくは輸送業に対し、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収容することができる。

(4) 立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所または物資を保管させる場所に立入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

(5) 従事命令の発令

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、「各様式」に指定の公用令書等（救助法施行令に定める。）を交付して行う。

(6) 関係機関との相互協力

救助法、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき、自治体の行う公用令書等によって行う職務と相互に協力して行う。

5 救助の実施

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。

(災害が発生した場合)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村

飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは市町村)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは市町村)
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3ヶ月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内)	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内	市町村
	文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(災害が発生するおそれがある場合)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

様式3-32-1 公用令書(従事・協力)

従事第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事・協力 を命ずる。	
年 月 日	処分権者 北海道知事 印
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-2 公用令書(物資の保管)

保管第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。				
年 月 日	処分権者 北海道知事 印			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-3 公用令書(管理・使用・収用)

管理第 号	公 用 令 書 住 所 氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を 管理・使用・収用を命じる。							
年 月 日	処分権者 北海道知事						印
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-4 公用変更令書

変更第 号	公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。							
年 月 日	処分権者 北海道知事						印
変更した処分の内容							

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-5 公用取消令書

取消第 号	
	公 用 取 消 令 書
	住 所
	氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項 ¹ の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者 北海道知事
	印

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

¹ 災害対策基本法施行令第34条第1項:都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、基本法第81条第1項(公用令書の交付)の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、すみやかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

別表3-32-1 救助法の適用基準

適用基準				適用
被害区分	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道で2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1 住宅被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失・・・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した床部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・半壊、半焼・・・2世帯で滅失 1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水・・・3世帯で滅失 1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
	町の人口	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
15,000人以上 30,000人未満	50	25	幕別町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	